第６次柳津町振興計画

【令和３年度～令和 12 年度】

みらい創生。

ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち

第３章後期基本計画

【令和８年度～令和 12 年度】

令和８年３月

福島県柳津町

ごあいさつ

みらい創生。ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち

を目指して



私たちの柳津町は、日本三虚空藏のひとつとされる「福満虚空藏菩薩圓藏寺」を中心に「信仰の里」として栄えてきた歴史ある町です。全国的に有名な「赤べこ」は約４００年前に圓藏寺建て替えのとき、難工事を手伝ってくれたという伝説があり、「赤べこ伝説発祥の地」と言われています。

近年では、豪雪・豪雨による甚大な被害、酷暑による農作物への影響等、地球規模での気候変動が大きな問題となっております。また、少子高齢化や人口減少は日本全体の大きな課題であり、様々な対応が求められています。

柳津町におきましても、人口減少と少子高齢化は深刻さを増し、多様な課題解決に取り組み、将来にわたり暮らしやすい持続可能なまちづくりへ向けた対応が求められています。

本計画は、令和３年度から令和１２年度までの１０年間のまちの指針を定めた「第６次柳津町振興計画」の後期基本計画となります。前期基本計画を振り返り、目標の見直しを行い、基本構想で掲げる将来像「みらい創生。ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち」の実現に向け、時代の変化や町民ニーズに対応しながら施策に全力を注いでまいりますので、今後とも皆さまの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、アンケート調査にご協力いただいた町民の皆様はじめ、本計画の策定に当たり、貴重なご意見・ご提言をいただきました振興計画審議会委員の皆様並びに関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和８年３月

柳津町長　小林　功

第３章　後期基本計画

第６次振興計画の概要…… 1
後期基本計画の概要…… 2
基本目標１　豊かな心を育むまちづくり…… 3
①学校教育の充実…… 4
②生涯学習の推進…… 7
③生涯スポーツとレクリエーションの推進…… 9
④地域行事の継承、文化財の保存・活用と芸術文化の振興…… 11

基本目標２　健康で安心して暮らせるまちづくり…… 13
⑤子育て支援の充実…… 14
⑥健康づくりの推進…… 16
⑦高齢者及び障がい者福祉の充実…… 18
⑧地域医療体制の充実…… 20
⑨交通安全・防犯対策の強化…… 22
⑩火災・災害対策の強化…… 24

基本目標３　活力ある産業と賑わいと交流のあるまちづくり…… 26
⑪農林業の振興…… 27
⑫観光の振興…… 29
⑬商工業の振興…… 31
⑭移住・定住・交流の推進…… 33

基本目標４　快適でうつくしいまちづくり…… 35
⑮道路網の充実…… 36
⑯廃棄物処理の推進と環境保全…… 38
⑰景観の保全と形成…… 40
⑱上水道・下水道の充実…… 42
⑲公共交通の充実…… 44
⑳再生可能エネルギーの推進…… 46
㉑デジタル化の推進…… 48

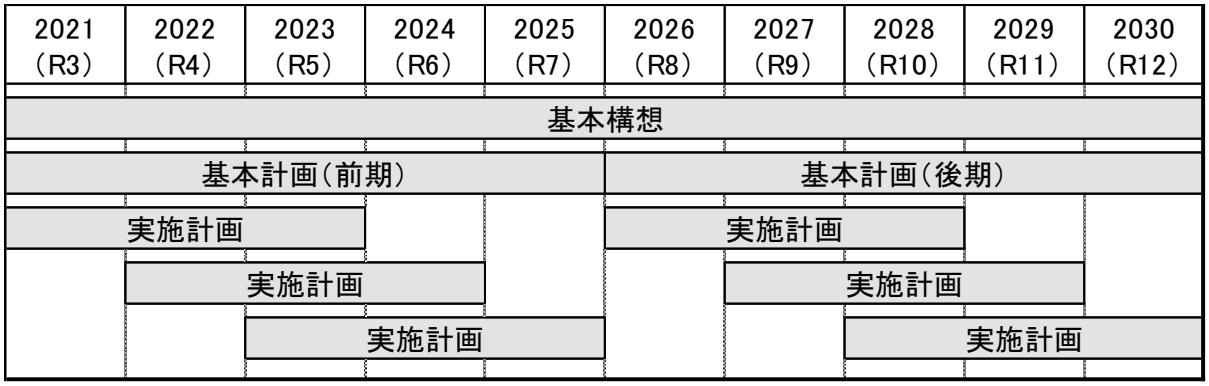
基本目標５　協働による健全で開かれたまちづくり…… 50
㉒地域コミュニティの維持・活性化…… 51
㉓広報・広聴活動の推進…… 53
㉔財政健全化の推進…… 55
㉕効果的・効率的な行政運営の推進…… 57

第６次柳津町振興計画の概要

1. 柳津町振興計画の構成・計画期間

柳津町振興計画は、本町のまちづくりの基本方針を明らかにし。その基本方針に基づくまちづくりを行うため、令和３年３月に策定しました。

この計画は、令和３年度を計画の初年度とし、令和１２年度を最終目標年度とする１０年間の本町のまちづくりを推進する計画で。「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成されています。



２．まちづくりの基本方針

計画期間における本庁のまちづくりの基本方針は、振興計画基本構想で、本町の将来像と５つの基本目標を定めています。

将来像　「みらい創生。　ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち」

基本目標　【横断的な目標】新しい時代の流れを力にする持続可能なまちづくり

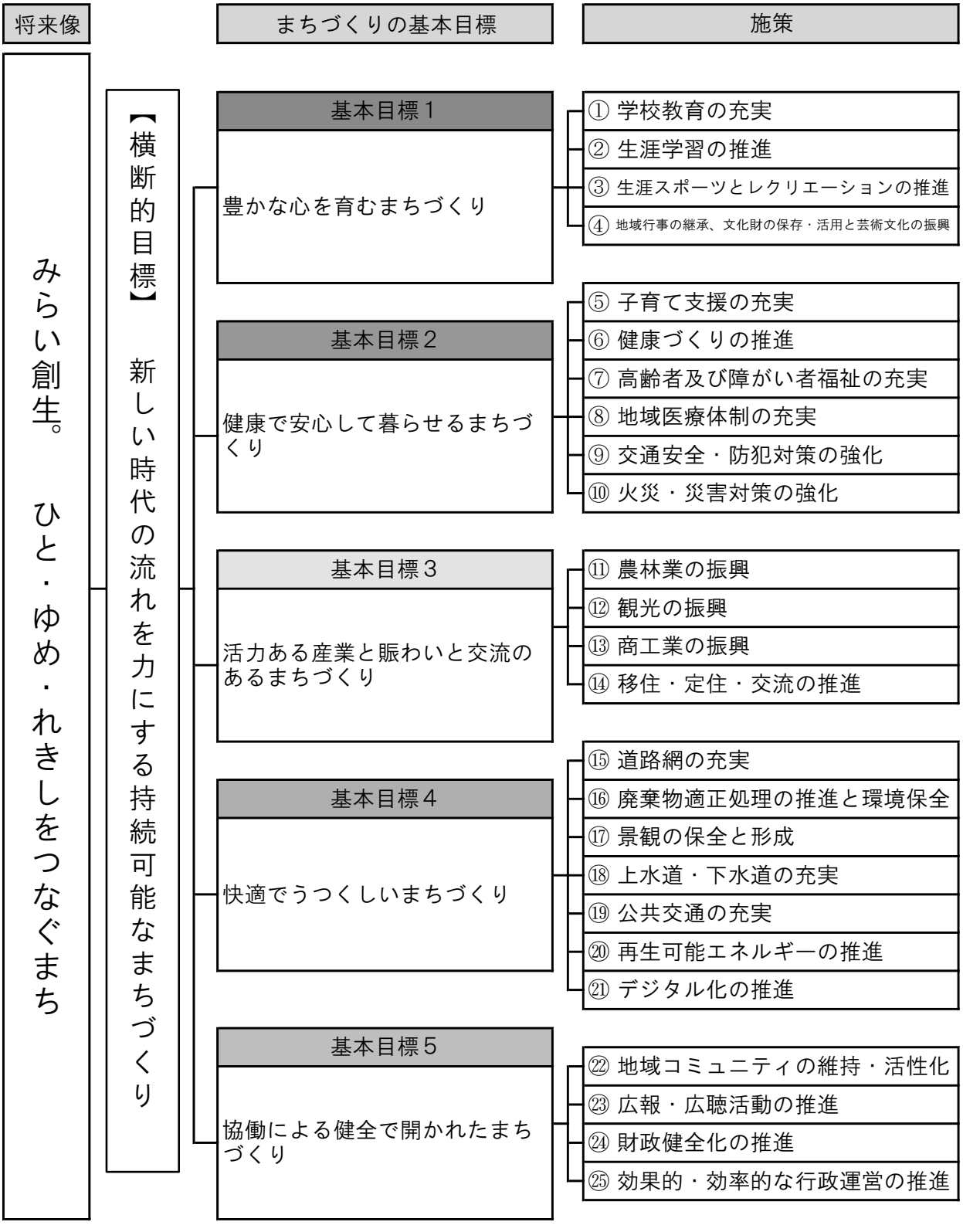
基本目標		事業分野
１	豊かな心を育むまちづくり	教育、生涯学習、スポーツ、芸術、歴史、文化
２	健康で安心して暮らせるまちづくり	子育て、保育、健康、医療、衛生、福祉、介護、消防、防災、防犯、交通安全
３	活力ある産業と賑わいと交流のあるまちづくり	農林業、観光業、商工業、雇用、移住定住、交流、住宅
４	快適でうつくしいまちづくり	道路、景観、上水道、下水道、環境、エネルギー、情報、デジタル
５	協働による健全で開かれたまちづくり	コミュニティ、町民協働、地域、行政、財政、広報広聴

後期基本計画の概要

1. 計画策定の目的

基本計画は、基本構想で示した本町のまちづくりの基本方針を実現するため、まちづくりの現状と課題を目的別に整理して体系的に示すものです。２５施策ごとに、令和８年度から令和１２年度までの５年間で目指す姿や基本事業の内容、目標値などを明らかにして、本町のまちづくりを計画的に推進するために策定するものです。

・基本計画政策体系



基本目標１

豊かな心を育むまちづくり

＜基本施策＞

① 学校教育の充実

② 生涯学習の推進

③ 生涯スポーツとレクリエーションの推進

④ 地域行事の継承、文化財の保存・活用と芸術文化の振興

施策名　①学校教育の充実

１．現状と課題

○本町には、柳津小学校、西山小学校、会津柳津学園中学校の３校があり、「学校、家庭、地域の強い連携のもと、地域に根ざした、特色ある学校づくりに努め、子どもたちに『生きる力を育む』充実した学校教育を推進する」という重点目標を掲げ、少子化や核家族化が進むとともに、予測困難な変化の激しい社会の中、学校、家庭、地域が一体となって、「確かな学力」、「豊かな心」や「健やかな体」の育成を目指す学校教育を推進しています。

○特に、小・中連携による９年間を見通した学校教育の充実のため、英語教育・国際理解教育やＩＣＴ機器を活用した学びの工夫、さらには、特別支援教育や複式学級の指導体制の整備などに、積極的に取り組んでいます。

○学校運営協議会の設置とともに、地域学校協働活動との一体的な推進により、地域住民の参画を得ながら「地域とともにある学校づくり」を進め、学校教育の一層の充実を図っています。

○各校とも少子化により児童生徒数が減少している現状から、より充実した教育を展開できるよう、今後の学校の在り方について検討が必要である。

○核となる学校については、引き続き、学習指導の充実・改善を進める必要があります。また、それを支える教職員の指導力の向上、今日的な課題でもある国際化、高度情報化社会に対応する教育などを推進していく必要があります。

○学校施設については、安全・安心な環境で学習活動が行えるように、必要な修繕や改修を計画的に行っています。引き続き、教材・教具等の計画的な整備に努め、各学校の教育活動を支援していく必要があります。

２．目指す姿

○充実した教育活動により、児童生徒の学力、非認知能力が伸びています。

○学校が、コミュニティ・スクールとして認識され、地域と一体となり、特色ある学校づくりを進めています。

○家庭と学校との連携が図られ、家庭教育が充実しています。

３．基本事業の内容

①確かな学力の向上・豊かな心の育成・健やかな身体の育成

各学校で、「確かな学力向上グランドデザイン」等に基づいた授業の充実・改善や、個に応じたきめ細かな指導が行われるように、授業参観・指導助言を計画的に行います。また、授業等でICT機器を有効活用し、学力向上につながるように、必要な支援を行います。

また、家庭・地域と連携し、教育活動全体を通して、確かな学力を支える「意欲」、「自己肯定感・自己有用感」、「やり抜く心」などの非認知能力の伸長を図ります。さらに、道徳教育、特別活動、総合的な学習の時間の充実を図るために、地域の歴史や文化、自然、産業、人材などを生かした体験的活動やボランティア活動、探究的な学習の推進を支援します。

健康診断や新体力テストの結果に基づき、家庭や地域、関係機関と連携して、児童生徒の健康増進、体力・運動能力の向上を目指します。また、学校栄養職員を中心に、望ましい食習慣の形成のための食育の充実や家庭や地域社会と連携した「メディア・コントロール運動」による望ましい生活リズムの確立に努めます。

②特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒の適正な現状把握に努め、学校、保護者、関係機関との連携を図り、一人ひとりに応じた教育的支援を充実させます。また、インクルーシブ教育の視点を大切に、それぞれの個性を尊重し共に学び合う経験を通し、共生社会への理解を深めます。

③小中連携教育の推進

町教育研究会等の取組みを積極的に支援して、「学びをつなぐ」、「育ちをつなぐ」ために、９年間を見通して、児童生徒に必要な資質・能力の育成を図る教育活動を展開します。

④情報教育・英語教育・国際理解教育など今日的な教育活動の充実

ICT 教育環境を授業等で有効に活用し、確かな学力の向上や情報活用能力の完成につなげます。また、保護者及び地域の協力のもと、SNS上のトラブル防止に向けた情報モラル教育を適切に行います。

町教育研究会の小・中連携の取組を支援し、小学校の英語教育を中学校につなぎ、児童生徒の英語力を向上させます。また、関係機関との連携により英語指導助手の配置を継続して、児童生徒の英語力の向上及び国際理解教育の充実を図り、グローバル化への対応力を高めます。

⑤教育環境・条件の整備充実

学校施設長寿命化計画を踏まえた施設の改修等、また、教材・教具の整備・充実に努めます。

さらに、学校施設が避難所に指定されているため、バリアフリー化や感染症対策、猛暑による熱中症対策などを庁内で協議し、より良い環境づくりに努めます。

４．指標と目標値

指標名	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
学校生活を楽しく感じている児童・生徒の割合	91.1％	100％
全国標準学力検査の学力偏差値	国語　49.8 算数・数学 49.9	53.0 以上
体力・運動能力テストの偏差値	46.4	50.0
地域や社会を良くするために何かしてみたいと思う児童・生徒の割合	小学生　91.7％	95.0％以上
	中学生　81.3％	84.0％以上

施策名　②生涯学習の推進

１．現状と課題

○「町づくりは人づくり」の考えから、個性的で創造性豊かな人間形成を目標として、町民一人ひとりが生き生きと心豊かに充実した生活を送ることが地域づくり・町づくりにつながるものと考え、一生を通じて「いつでも、どこでも、誰でも、何でも学ぶことができる」社会を形成するため、生涯学習を推進していく必要があります。

○社会・経済情勢が急速に変化する中で、町民の学習ニーズはますます多様化、高度化してきているので、町民の学習ニーズを的確に把握しながら、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

○今後なお一層、高齢化が進展することを踏まえ、新たな地域人材の発掘、育成が必要となっています。

○休日や夜間などに学習講座を開催するなど、誰もが参加しやすい対応が求められています。

２．目指す姿

○誰もが気軽に参加できる学習機会が提供されています。

○図書室を中心に読書習慣が定着し、学びの文化が地域に根付いています。

○生涯学習をきっかけに、町民が地域活動へ参加したり、地域の担い手として活躍する機会が広がっています。

３．基本事業の内容

①興味・関心を抱く学習機会の創出と町民同士の交流促進

町民の多様なニーズに応えるさまざまな学習機会を創出し、その機会を通じて多くの仲間づくりを図ります。

②社会教育施設の設備等の充実

施設内の設備、備品の充実を図り、町民ニーズに適応するとともに、利用者の利便性向上を図ります。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
日頃から学習（教養の向上）に取り組んでいる町民の割合（月に数回以上の割合）	20.0%	50.0%
各種講座の参加者数	650 名	715 名
図書の貸出冊数(図書室)	1,774 冊	2,120 冊

施策名　③生涯スポーツとレクリエーションの推進

１．現状と課題

○本町では、昭和 59 年（1984 年）に「スポーツ振興のまち」を宣言し、これまで運動公園施設の整備・充実や各種スポーツ事業などを展開してきました。
○スポーツ・レクリエーションは、健康や体力の維持・増進に役立つだけでなく、人々の親睦や地域間の交流を深め、豊かな地域社会を形成するものとして、重要な役割を担っています。
○町民の意識高揚を図るためにも、スポーツ協会や地域スポーツクラブとの連携・協力により、すべての町民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動が行える環境づくりが一層求められています。
○各スポーツ施設の整備・充実を進めていくとともに、各種スポーツ団体や指導者の育成なども必要です。
○健康寿命を延伸するためにも、レクリエーションなど気軽に楽しめる事業が必要です。
○運動公園施設の老朽化が進んでおり、適切な改修が必要となっています。

２．目指す姿

○誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境が整備されています。
○子どもから高齢者までの町民誰もが、それぞれのライフステージに応じ、それぞれの志向に合わせたスポーツ・レクリエーション活動に親しんでいます。
○スポーツを「する」・「見る」・「支える」ことで、誰もがスポーツに親しみ、健康を実感しています。

３．基本事業の内容

①楽しさを感じるスポーツ事業の提供

一人でも多くの町民がスポーツの楽しさを実感でき、誰でも参加しやすい各種事業を提供します。

②スポーツ施設及び設備の整備充実

利用者が安全に安心して利用できるよう施設、設備の適正管理に努めます。

③指導者の確保とスポーツ団体への支援

スポーツの楽しさや技術向上を図るうえで必要な指導者を育成、確保します。ま

た、スポーツ協会や総合型スポーツクラブが円滑に運営できるよう支援します。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
スポーツ団体(スポーツ協会・スポーツクラブ・スポーツ少年団)の加入率	22.8%	22.8%
各種講座・教室の延べ参加者数（年）	168 人	184 人
日頃からスポーツに取り組んでいる町民の割合（月に数回以上取り組んでいる割合）	33.3%	50.0%

施策名 ④地域行事の継承、文化財の保存・活用と芸術文化の振興

１．現状と課題

○本町は、豊かな自然と縄文文化や福満虚空藏菩薩圓藏寺とともに培われてきた、歴史と文化の薫り高い町で、自信を持って誇れる貴重な文化財や伝統文化が数多く残されています。

○本町ならではの文化財や伝統文化は、郷土に対する理解と関心を高めるとともに、本町の歴史や伝統文化を内外に発信する上で大きな役割を担っています。

○今後は、調査や保存、まちづくりへの活用を積極的に進め、より多くの人々が本町の歴史や伝統文化等に触れ合える機会を増やしていく必要があり、発掘・再発見のためにも専門性をもった人材を育成する必要があります。

○地域における伝統文化については、担い手不足が課題であり、後世に継承していけるよう支援していく必要があります。

○町民のこころをより豊かにするため、芸術文化を振興するうえで、斎藤清美術館は欠かすことのできない施設であることから、町の内外に芸術文化を発信する拠点となるよう、企画展等の充実を図るとともに、地域に根差した美術館にしなければなりません。

２．目指す姿

○多くの町民が芸術や地域の歴史文化などに親しんでいます。

○郷土の歴史文化を身近に感じることができ、地域の支援団体と協働しながら保存と活用に取り組める環境が整っています。

○地域の文化財と接する機会が増え、町民が郷土愛や誇りを感じています。

○斎藤清の多彩な魅力を町の内外へ発信するとともに、児童・生徒をはじめ、町民が気軽に訪れることができ、地域住民の誇りとなる美術館を目指します。

３．基本事業の内容

①文化財の適切な保存・活用

文化財管理者、伝統保存団体に対し助言や支援を行い、記録保存に努めます。また、寺院や食文化等、地域の文化財を持続可能な形で活用するための計画を整備します。

②有識者、関係機関との連携

有識者や文化財保護審議会をはじめとする関係機関との連携を図り、新たな文化財の調査、保存、利活用に努めます。

③斎藤清の魅力を発信し地域に開かれた美術館

世界的画家・斎藤清の作品を「魅せる」ための企画展を開催し、斎藤清の魅力を町の内外へ発信します。また、地域住民の芸術文化活動への参加を促し、身近に芸術に触れることの出来るよう、学校等とも連携しながら、創作の場や芸術鑑賞の機会を創出します。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
地域文化財を活用した事業等への参加者数	90 人	130 人
斎藤清美術館及びアトリエ館への来館者数	12,071 人	13,600 人
美術館や博物館などで芸術文化を鑑賞したり、絵画・書道などの文化活動に取り組んでいる町民の割合（年に数回以上取り組んでいる割合）	26.0%	30.0%

基本目標２

健康で安心して暮らせるまちづくり

＜基本施策＞

⑤　子育て支援の充実

⑥　健康づくりの推進

⑦　高齢者及び障がい者福祉の充実

⑧　地域医療体制の充実

⑨　交通安全・防犯対策の強化

⑩　火災・災害対策の強化

施策名　⑤子育て支援の充実

１．現状と課題

○保育サービスでは、早朝・延長保育、一時保育、障がい児保育の実施、児童の保育料無料化による保護者への経済的支援、さらに未就所児への所庭や施設の開放など、独自のサービスなどにより子育て支援施策を推進しています。

○関係機関が一体となって、子育てサポート事業、学童保育事業の充実、障がい児（知的・身体）に対して支援・相談を行っています。

○次世代の親が子育ての喜びや楽しみを実感できるよう、また一人ひとりの子どもが、健やかに成長できるよう家庭や地域、学校、保育所など地域全体で子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

○保護者間の仲間づくりの機会が少ないことから、機会の設定・提供をする必要があります。

○子育て世帯からは、子どもの遊び場や保育所が休みの日に子どもを見てもらえる施設の設置や高校生の保護者に対する支援を求める声があります。

○子育て世帯を取り巻く環境の変化により、子育ての負担、孤立感が高まっています。また、子育てを当事者だけの問題とせず、地域一体となって支援していく必要があります。

○子どもの数が減少傾向にある中で女性の就業率の向上、父親の子育てへの参画や仕事と家庭の両立のための支援も必要性が高まっています。

○働きながらも安心して出産できる環境づくりが求められています。

２．目指す姿

○充実した子育て支援サービスと経済的支援があり、安心して子どもを産み育てられる環境が整備されています。

○子育て環境の充実に向けて、家庭と地域社会並びに行政が連携して取り組んでいます。

３．基本事業の内容

①子どもを安心して産み育てられる環境支援

子育てに関係する機関が一体となり地域で見守り、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進します。

②経済的な支援・充実

子育て応援金の支給や保育料・学校給食費の無料化、子どもの医療費助成等の支援を行い、安心して子育てできる環境整備に努めます。

③食育の推進

子どもの発育や発達段階に合わせた正しい栄養摂取や食行動の知識の習得を進め、食を通じた子育て環境の支援に努めます。

④保育サービス・保育施設の充実

仕事をしながら子育てをする家庭を支援するため、保育所における施設・サービスの拡充を図ります。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
合計特殊出生率	1.47	1.50
年間出生数	9 人	15 人
安心して子育てできる環境だと思う町民の割合	71.0%	80.0%

施策名　⑥健康づくりの推進

１．現状と課題

○本町では、「健康増進法」、国の「健康日本 21」及び県の「健康ふくしま 21」、「柳津町健康増進計画」に基づき、生涯の各期に応じた保健事業を積極的に推進しています。

○保健師訪問、健康相談、健康教室、各種健（検）診、運動教室の実施を通じて生活習慣病の予防や病気の早期発見に努めています。

○各種健（検）診の受診、教室等では同じ顔ぶれとなる傾向もあり、町民の健康な生活を送るための事業の啓発が課題となっています。

○少子化が進む中で、母子保健計画に基づいた母子保健の充実を図ると共に、社会構造の複雑化に伴い心の健康に対する対応が必要となっています。

○個人や家庭での生活習慣が多様化する中で、健康づくりの課題は世代によって異なるため、各世代に応じた保健・予防のあり方を考える必要があります。

○町民全体が心身ともに健康な生活が送れるよう、生涯を通じて体を動かす習慣づくりを普及する機会を整備する必要があります。

○特定健診の受診率は、県内で高い水準にありますが、未受診者対策を講じ、若い世代からの受診率の向上や精密検査の受診率向上などに努め、併せて適切な医療に繋げる必要があります。

○県内でも町民一人あたりの国民健康保険医療費が高い状況にあるので、日頃の健康づくりへの意識向上、減塩など食生活の見直し、運動習慣の定着、飲酒、喫煙習慣等の改善など意識改革を図っていく必要があります。

２．目指す姿

○町民全体が健康意識に対する意識を持ち、心身ともに健康な生活を送り幸せを実感できます。

３．基本事業の内容

①積極的な受診の促進

特定健康診査やがん検診等各種健（検）診の充実を図り、生活習慣病の予防事業と併せて実施し、早期発見・早期治療対策の強化に努めます。

②健康的な食生活の促進

健康的な食生活についての意識啓発や情報提供、疾病及び個々の生活に応じた指

導に努めます。

③個々の健康状態に応じた運動の促進

個々の体力に応じた軽運動の啓発や習慣化を勧奨することで、無理なく継続できる健康づくりを推進していきます。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
特定健診受診率	61.8%	76.0%
日頃から健康づくりに取り組んでいる町民の割合	65.0%	80.0%

施策名　⑦高齢者及び障がい者福祉の充実

１．現状と課題

○日本の高齢化の現状は、国民の４人に１人が 65 歳以上という高齢化社会を迎え、今後も総人口が減少する中で高齢化率は上昇し、令和 42 年（2060 年）には、2.5 人に１人が 65 歳以上と超高齢社会を迎えると予想されています。

○本町の高齢化の進展も著しく、高齢化率は 47.7％（令和７年４月１日現在）で、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増加し、在宅での介護が難しい高齢者も増えています。

○施設介護サービスでは、需要が高まり、特別養護老人ホーム等の施設入所待機者も多く、入所しても希望するサービスを利用できない場合があります。

○居宅介護サービスでは、ショートステイやデイサービスの利用希望者が増加しており、本人や家族が希望するサービスが利用できない場合があります。

○介護保険事業では、今後増加すると思われる要援護高齢者に対応すべく、一層の介護予防に取り組み、住み慣れた地域で自分らしく生きがいを持って可能な限り健康で自立した生活ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、各種施策の充実を図る必要があります。

○障がい者福祉では、障がい者及び介護者が高齢化傾向にあることから、在宅サービスを中心としてサービスの提供をしてきましたが、ホームヘルプサービス、ショートステイなど更なる地域ケアの充実が課題となっています。

○障がい者の自立と社会参加に向けた各種障がい福祉サービス施策を展開し、充実を図る必要があります。

○介護の人材不足は全国的な課題であり、本町においても深刻な問題となっています。

○高齢者の単身又は高齢者のみの世帯、障がい者の一人暮らしが増加しており、在宅での介護が困難なケースが増加していますが、在宅でも生活できるよう高齢者及び障がい者に対して支援を継続していくことが必要となっています。また、障がい者が自立して生活できるための就労支援が必要となっています。

２．目指す姿

○ボランティア団体や福祉関係者のほか、さまざまな団体が連携し、日頃から助け合いや支えあいが地域で展開されています。

○高齢者や障がい者が地域で自立した生活を送ることができます。

○町民全体が支えあいながら生きがいをもって、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができます。

３．基本事業の内容

①生活環境の整備

町と地域包括支援センターが連携し、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護予防事業等の地域支援事業の拡充を図ります。また、高齢者にやさしい住まいづくり事業等の活用により住環境の整備を支援します。

②自立のための支援

高齢者や障がい者の自立を促進するために、シルバー人材センターへの登録をはじめ就労・就学の場の拡充と環境整備を図ります。

③地域での見守り推進

高齢者や障がい者に対する正しい理解や支援が必要であり、当事者、家族、関係者、地域住民等への研修や啓発、またボランティアの育成を図り、地域でともに暮らせる環境づくりを推進します。

④家族への支援

介助する家族等の経済的、精神的、肉体的負担を軽減していくため、情報提供体制の充実を図るとともに、必要な支援サービスの質と量の確保に努めます。

⑤生きがいづくりの推進

高齢者や障がい者の能力や趣味等のニーズを把握し、生きがいにつながるよう公民館や関係団体等と連携し推進します。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
要介護者認定率	18.1%	18.0%
地域において活動（地区行事等）に取り組んでいる高齢者の割合	39.0%	45.0%
日頃から生きがいを感じ生活している高齢者の割合	92.0%	95.0%

施策名　⑧地域医療体制の充実

１．現状と課題

○高齢化の進展及び疾病構造の変化により医療サービスに対する要求が、より多様化、高度化しています。

○本町だけでなく広域的な課題ですが、少子高齢化が加速する中で、医療体制の確保が困難になっています。また、医師の高齢化や後継者不足などにより、持続的な医療の提供が課題となっています。

○現在、本町には国民健康保険診療所を開設しており、常勤医による安定した診療体制を確保しており、診療施設の更新整備等を行いながら町民に身近な医療機関として充実を図っていきます。

○ドクターヘリ等による遠隔地の救急患者の迅速な搬送のため、現在４ヶ所あるヘリポートの充実とともに救急医療対策として、会津若松地方広域市町村圏整備組合と連携を密にし、患者輸送体制の整備を進めていく必要があります。

○町営の診療所では診察できない傷病などへの対応として、令和３年度から新病院での診療を開始した会津坂下町の坂下厚生総合病院や、令和９年度の運用開始を目指して建替えの計画が進められている県立宮下病院など、近隣の医療資源との連携や、高齢化が推進する中で町民がそれらの医療施設を利用するための交通経路確保が重要となっています。

２．目指す姿

○診療所と消防署及び各医療機関の連携体制が構築され、救急医療、地域医療体制が整備されており、安心して生活できる環境が確保される。

○地域医療の確立が図られ保健医療福祉との連携により、町民誰もが安心して地域での健康な生活を送ることができる。

３．基本事業の内容

①医療機関の存続と連携

町民に身近な国保診療所の存続と充実を図るとともに県立宮下病院、奥会津在宅医療センター等の地域内の医療機関との連携を図り、医療体制を整備していきます。

②救急搬送の充実

総合病院までの搬送に時間を要する遠隔地への対応として、迅速かつ安全に搬送できる体制を整備します。

③感染症予防対策の強化

町民が感染症に対する正しい知識を持ち、予防に努められるよう情報提供・予防体制の強化を図ります。また、予防対策を十分に行い、安心して医療機関に受診、検査を受けることができる体制・環境を整えます。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
町内の医療施設数	3 施設	3 施設
診療所を利用している町民の割合	-%	20.0%
必要な医療を受けることができていると思う町民の割合	-%	60.0%

施策名　⑨交通安全・防犯対策の強化

１．現状と課題

○車の安全技術の発達等により交通死亡事故が減少していますが、高齢化が進む中、高齢者が占める交通事故の割合が高くなっていることや、飲酒運転やあおり運転といった運転者のモラルの低下が大きな問題となっています。

○本町には、町中心部からわずか数分のところに磐越自動車道のインターチェンジがあり、町内を国道 49 号・252 号が横断しています。さらに、観光地として多くの自動車が往来しています。

○町内での交通事故発生件数は、近年 80～90 件ほどで推移していますが、冬期における積雪や道路の凍結状況などに大きく左右される面があります。前方不注意による追突、交差点やカーブでの衝突など、運転手の安全確認不足や不注意による事故が多く見受けられます。

○町民に対する交通安全意識の高揚が重要であり、特に管内では高齢者が犠牲となる交通事故が多発していることから、高齢者の交通安全対策に力を入れていく必要があります。

○児童・生徒に対する交通安全教育を推進し、家庭内から交通安全に対する意識を高めていく必要があります。また、子ども見守り隊など、地域の協力により子どもたちの安全を確保しています。

○運転免許証自主返納者への支援や、道路施設や交通安全施設等の修繕を実施していく必要があります。

○インターネット等の普及は生活の利便性を向上させていますが、それらを利用した振り込め詐欺をはじめとした、特殊詐欺などの新たな犯罪や消費者トラブルが生じてきており、対策を講じていくことが必要です。

○なりすまし詐欺などの犯罪は手口が巧妙になっており、高齢者以外にも被害に遭うケースが増えています。そのため、日頃からの防犯意識の向上を図る必要があります。

○警察のみならず、行政・町民・町防犯協会・学校・関係機関が一体となった防犯活動の推進や防犯意識の向上を図り、施錠の徹底、防犯灯の設置等により犯罪が発生しにくい環境を整えていくことが重要です。

２．目指す姿

○子ども、高齢者、障がい者、外国人をはじめ、誰もが事故、犯罪などの被害を受けることなく、安心して生活できる環境が整っています。

○交通事故や犯罪のない明るく住みよいまちで、警察署や関係機関及び地域住民が連携して安全安心な地域づくりに努めています。

３．基本事業の内容

①交通安全意識の向上

子どもや高齢者に対する交通安全教室を実施し、未然に事故を防止するため安全教育を行います。

また、交通安全協会などの各種団体や関係機関と連携協力し、一人ひとりの交通安全意識が高まり、交通マナーが守られるよう啓発活動に取り組みます。

②交通安全施設の整備

交通危険箇所について、カーブミラー、ガードレール、街路灯、区画線、歩道等の道路・交通安全施設を計画的に整備し、安全な道路環境の確保に努めます。

③防犯意識の向上

地域・学校・警察・各種団体等と連携して、防犯教育を実施し、町民一人ひとりの意識向上に努めます。

④防犯設備の設置促進

地域全体で安全安心な環境づくりを進めるため、防犯灯などの防犯設備の設置を促進していきます。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
交通事故発生件数　※1	75 件	70 件以下
交通事故死亡事故件数　※2	0 件	0 件
犯罪発生件数　※3	8 件	5 件以下
日頃から防犯対策をしている町民の割合	87.0%	80.0%以上

※１・２　警察署データ（会津坂下警察署　交通白書）

※３　警察署データ（会津坂下警察署　あいづばんげの地域安全）

施策名　⑩火災・災害対策の強化

１．現状と課題

○国内では、毎年のように大規模災害による甚大な被害が発生し、防災に対する町民の関心が高まっており、行政は町民の生命と財産を守るため優先的に対策の強化に取り組まなければなりません。

○火災・災害情報の伝達については、防災行政無線、防災行政メール等により、音声だけではなく文字でも即座に町民に伝達できるシステムを整備し、情報伝達の強化を図っています。

○少子高齢化の進行や就業構造、勤務形態の多様化により消防団員の減少や高齢化が進んでいることから団員の確保に努め、広域消防との連携強化を図っていく必要があります。

○日中における初期消火体制の確立のため、地区住民に対する初期消火訓練の実施により、自主防災体制の強化を図っていくことも必要となっています。

○災害については、これまで豪雨による河川の決壊、大雪による雪崩、ライフラインの寸断、また、地震による家屋等への被害が発生しており、地すべり区域、急傾斜地、雪崩危険区域などについて、被害の未然防止のための対策を講じていく必要があります。

○火災と比較し水害・土砂災害等についての町民の意識は低調であることから、防災に対しての意識高揚やハザードマップの周知を図る必要があります。

○一人暮らし高齢者等の災害時要援護者対策としては、自助及び居住地域の共助を基本として、避難支援プランの策定に取り組む必要があります。

○火災・災害時に迅速かつ正確に情報を伝達するため、関係機関との緊急連絡体制の確立も必要です。

○「柳津町地域防災計画」を基本とした防災環境の整備に努める必要があります。

２．目指す姿

○町民の生命、身体及び財産を守り、地域の安全・安心を確保するため、各種災害に迅速に対応できる消防・防災体制が充実しています。

○防災関連施設や備蓄品が整備され、柳津町防災計画に基づき、防災活動が活発に行われ、町民が高い防災意識を持っています。

○自助・共助・公助による消防・防災体制の強化が図られています。

３．基本事業の内容

①危機管理・防災意識の向上

高齢者世帯をはじめ、町民一人ひとりが人命・財産を守るため、防災訓練等を通じて危機管理・防災意識に対する意識高揚を図ります。

②町消防団員の確保

消防団活動の役割や重要性を周知するとともに、職場の理解や安全対策等、団員が活動しやすく、負担軽減につながるような環境づくりに努めます。

③消防・防災体制の強化

老朽化したポンプ自動車・積載車、小型動力ポンプ、防火水槽などの消防設備等を計画的に整備し機動力向上に努めます。また、関係市町村と連携しながら、広域常備消防体制の充実を図ります。

さらに、災害時に迅速に対応できる施設の強化を図るとともに、安全・安心な避難生活を送ることができる環境整備に努めます。

④火災・防災情報の周知

会津若松地方広域消防本部から出される火災情報を迅速かつ確実に伝達します。また、国土交通省、気象庁、県から発表される防災気象情報等により、関係機関と連携し避難情報の判断基準に沿って早めに判断します。

避難情報を発令する際には、避難行動が速やかにとれるよう防災行政無線等で、迅速に町民へ周知を図ります。さらに、防災メールをはじめ、多様な媒体を活用し効果的な情報発信に努めます。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
火災発生件数	4 件	0 件
柳津町防災行政メール登録者数	139 人	250 人
災害時の避難所・避難場所がどこか知っている町民の割合	71.0%	100%
日頃から火の取扱いに注意し、消火器や火災警報器を備えるなど、万が一の火災に備えている町民の割合	87.0%	100%
家具の転倒防止や非常用食品を備蓄するなど、万が一の災害に備えている町民の割合	50.0%	60%

基本目標３

活力ある産業と賑わいと交流のあるまちづくり

＜基本施策＞

⑪　農林業の振興

⑫　観光の振興

⑬　商工業の振興

⑭　移住・定住・交流の推進

施策名　⑪農林業の振興

１．現状と課題

○農業については、食料・農業・農村基本法の下、「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の十分な発揮」、「農業の持続的発展」、「農村の振興」という基本理念に基づき、これまでのさまざまな取り組みにより一定の成果は表れているものの、食料自給率の低迷、消費者の食に対する信頼の低下、農業者の著しい高齢化、担い手不足、農業所得や耕作地の減少、農村の活力低下など、農業・農村は厳しい状況下にあります。

○就農者及び新規就農者ともに希望を持って農業に従事し、収益を上げることのできる環境を整えていくことが必要不可欠であり、生産・経営関係施策の推進を図る必要があります。また、農業者の所得の増大を図る農業・農村の６次産業化やＧＡＰ取得の推進、意欲ある多様な農業者による農業経営の推進、遊休農地の解消と農地の有効利用の推進、農作業の安全対策、スマート農業導入による省力化等の持続可能な農業生産を支える取り組みを推進しながら、意欲ある農業者の確保にも努めていく必要があります。

○林業については、本町の森林面積は町土の８６．９％を占め、豊富な森林資源を有しているものの、木材価格の下落による林業経営の不振、担い手不足、さらには森林所有者の高齢化などから森林整備がなかなか進まず、本来持つべき森林機能が低下している現状にあります。

○森林・林業の再生には、境界明確化・路網整備・間伐・造林等の施業について集約化計画を策定し、促進を図る必要があります。さらに、脱炭素の社会づくりに向けた社会構造を「コンクリート社会から木の社会」に転換・実現していくため、林業経営者への支援を拡充していく必要があります。

○有害鳥獣による農地の被害を防止するため、地域ぐるみの取り組みや広域市町村での取り組みが必要となっています。

２．目指す姿

○持続可能な経営体により農業が営まれています。

○町有林及び私有林が計画的に整備・保全され、森林の多面的機能が発揮されています。

○町森林利活用ビジョンに掲げる「みらいに活かす　宝の山」のスローガンの下、林政が展開されています。

３．基本事業の内容

①売れる農林業の推進

生産物を安定的に供給できる生産体制の確立と有利な販売ルートを確保することで、収益を上げることのできる農林業を推進します。

②農業所得向上の推進

集落営農･農業法人化を核とした対策の推進により､低コスト･合理化を推進します。

③農林業従事者の確保

経営規模の拡大を図るため、必要な基盤整備（ほ場整備、農地の集積化）を行うとともに経営改善への指導・助言等の対策を講じていきます。

林業従事者については、小規模ながらも確かな伐採技術を持つ木を伐る達人を育成し、町内外の伐採需要を満たせるよう、地域おこし協力隊制度を活用して確保していきます。

④優良農地の確保

中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の活用による優良農地の確保に努めます。生産者・JA・行政が一体となり、集落営農・農業法人化を核とした対策を推進しながら意欲ある農業者の確保に努めます。

⑤林地荒廃の防止及び活用

森林の有する多目的機能を発揮できるように、町有林を中心とした森林整備を進めるとともに、森林の多様な活用を進めていきます。

⑥有害鳥獣被害の防止

有害鳥獣による農産物等の被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊を中心に地域住民と協働により、有害鳥獣対策に取り組むとともに人材育成に努めます。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
農作物の販売金額（JA 販売分）	545,000 千円	600,000 千円
農林業の新規就農者数（延べ人数）	2 名 （農１名、林１名）	10 名 （農５名、林５名）
森林整備面積（積上げ面積）	34ha	80ha
鳥獣被害額	482,000 円	400,000 円

施策名　⑫観光の振興

１．現状と課題

○観光産業は、人口減少社会の中で、交流人口を増加させ、地域経済を活性化する産業としての期待が今後ますます高くなることが予想されます。

○本町には、柳津・西山温泉、福満虚空藏菩薩圓藏寺及び町立斎藤清美術館などをはじめとする地域資源が豊富にあることから、こうした観光施設と町なかを周遊し、長時間滞在できるようなシステムづくりが必要になっています。

○国民の余暇制度の充実や観光客のニーズの変化に伴い、新たな施策の展開が必要になっており、歴史・文化資源など先人から受け継いだ魅力の再発見と活用により、新しい価値を創り、地域間の交流促進、スポーツ観光としての合宿の受入れ、農商工連携等、関連する諸施策とも連動させ、観光の振興を進めていかなければなりません。

○観光による、まちの活性化につなげていこうとする意識「おもてなしの心」を町民の間に醸成していくことも必要です。

○広域連携による、訪日外国人を含む交流人口の更なる拡大を図るため、多言語に対応した環境整備や観光事業者の対応力の強化等の受け入れ態勢の整備、様々な手法を用いた継続的なプロモーションや情報発信を行っていく必要があります。

○「赤べこ伝説発祥の地」という地域の特徴を活かした情報発信やまちづくりを進めており、町の認知度や注目度は向上しています。さらに効果的な事業への取り組みがますます重要となっています。

○上下分離方式による全線運転再開を果たした只見線は国内外に人気が高く、大きな観光資源の一つとなっており、この人気を一過性のものにすること無く、会津柳津駅舎「あいべこ」を拠点とした、継続的な地域資源の魅力を発信する事業の展開が必要です。

○只見川や里山の田園風景など豊かな自然を活用した新しい観光コンテンツの造成や越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンターを拠点とした魅力発信を行っていくことが必要です。

２．目指す姿

○国内外の観光客が来町し、関係・交流人口が増加することにより、町に活気があふれています。

３．基本事業の内容

①魅力ある観光地づくりの推進

関係団体との協働により「赤べこ伝説発祥の地」等の地域特有の観光資源の魅力向上や掘り起こしを推進します。

②魅力ある観光イベントの充実と観光情報の発信

関係団体等との連携を深め、柳津町の魅力を発信できる観光イベントを実施します。また、只見川沿線町村など広域的な連携を強化し、多様な媒体を活用した情報発信を国内外に向け積極的に行います。

③滞在型観光の充実

柳津町の歴史・文化・自然を活用した体験プログラム等の充実を図り、町の魅力を最大限に活かした滞在型観光商品の造成を支援します。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
観光客入込数 （花火大会を含まない）	674,325 人	740,000 人
宿泊客数	18,669 人	21,000 人

施策名　⑬商工業の振興

１．現状と課題

○本町の商工業を取り巻く環境は、人口減少や大型商業施設への消費流出などにより、依然として厳しい状況にあります。

○商業については、中心商店街での空き店舗が目立つようになってきており、空洞化や後継者不足など、地域産業の活力低下が懸念されています。

○商工会との連携を強化し、店舗等の魅力向上、空き店舗の活用など各種ソフト施策の展開、既存施設を活用した名物・特産品のＰＲ、新たな商品の開発、ふるさと納税返礼品の拡充などに取り組み、商店街の活性化を図っていかなければなりません。

○工業については、現在立地している事業所に対する支援を行い、雇用の場を維持・確保していくことが重要であり、企業誘致にも取り組みながら、各種助成制度の創設や情報提供などにより、事業所の支援を進めていく必要があります。

○公共職業安定所（ハローワーク）からの求人情報などの情報提供により雇用対策を行っています。今後は、地域の雇用促進のための施策を関係機関と連携・協力しながら進めていく必要があります。

２．目指す姿

○農業・商業・工業が連携した取り組みや、雇用の場が確保され、地域が活性化し、地域経済が豊かになっています。

３．基本事業の内容

①新規参入者や後継者への支援

新規創業のための支援や事業承継に取り組む事業者への支援、後継者の育成支援の充実を図っていきます。

②経営支援

昨今の経済事情を考慮し、利用しやすい制度融資のあり方、内容（融資額、期間）を検討し、関係機関との連携を密にし、制度の充実を図るとともに効果的な支援を行います。

③商品開発及び販売の促進

地産地消の推進と農商工の連携を図り、魅力ある商品の開発と販路の拡大、併せてふるさと納税返礼品の拡充を図ります。

④就労支援

町民の就労支援を図るため、事業所の雇用に対する支援や各種情報提供を行います。

⑤新規産業創出の推進

新規の起業を目指す就労意欲のある者に対しての支援や６次産業化など産業の創出を支援し雇用環境の改善に努めます。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
町内事業所の製造品出荷額等	4,301 百万(R5 年度)	4,500 百万
事業所数	179 事業所	188 事業所
町内の事業所から日常的に購入している町民の割合	－	60.0%
町内求職者数	71 人	66 人

※町内事業所の製造品出荷額等は経済センサス

※事業所数は商工会登録事業者

施策名　⑭移住・定住・交流の推進

１．現状と課題

〇本町における人口動態は昭和 30 年（1955 年）の人口 9,709 人、世帯数 1,531 戸をピークに、その後、少子化や若年層の人口流出などによって人口の減少が著しく、令和８年１月現在では人口 2,766 人、世帯数 1,180 戸となっています。

〇これまで定住化の推進のため、公営住宅の整備、住宅分譲地の整備、子育て支援の充実、情報通信基盤・生活基盤をはじめとする都市部との格差是正など行ってきたところであり、一定の成果をあげてきました。

〇過疎化や高齢化により空き家が増加傾向にあり、空き家バンクを活用した空き家の情報提供による定住・二地域居住の推進や、都市交流事業の実施により、交流人口の拡大を推進しています。

〇本町の豊かな自然や歴史・文化など素晴らしい地域資源を活かし、交流人口の拡大を図っていく中で、本町の魅力に触れていただき、二地域居住、さらには定住へと展開していけるよう努めていく必要があり、定住に向けた婚活事業も実施していましたが、町単独での実施では成果が出づらく、県主導による会津地域全体での取り組みと連携し進めていく必要があります。

〇また、安全に安心して生活できる基盤づくりを進めることで町民誰もが暮らしやすい町を実感できるよう対策を講じていく必要があります。

〇青少年期から本町の歴史・文化などの魅力、地域交流などを通して本町に関心を持ち、将来の町を担っていただけるよう対策を講じていくことも必要です。さらに、高校生・大学生世代と町との繋がりをつくる事業を実施することにより、町を誇りに思う気持ちを養い、町との関係性を切らない対策が必要です。

〇近年は、都市部に暮らす人々の田園回帰志向が高まっています。そのため、移住者を受け入れるための住環境整備の充実を図る必要があります。

２．目指す姿

〇誰もが安全に安心して健やかに暮らせる住環境が整備され、定住促進や少子高齢化に対応した良質な住宅が整備されています。

〇移住者や関係人口が広がることにより、地域の活力に好循環が生まれ、地域力が高まっています。

３．基本事業の内容

①移住事業の推進

空き家物件の情報を収集し、紹介できる物件の情報提供や改修補助を行い、移住・定住への受入れ体制を整備します。また、地域おこし協力隊等の外部人材制度を活用し、移住を推進するとともに定住に向けた支援を図ります。

②定住事業の推進

子育て世帯の定住を促進するため、これまで定住促進住宅や独身住宅の整備を進めてきました。今後は、既存住宅の長寿命化と計画的な維持管理に重点を移し、良質な住環境の持続的な提供に取り組みます。老朽化した町営住宅等については、安全性の観点から計画的な解体を進め、空いた土地の有効活用を図ります。また、空き家の利活用、町営住宅等も含め、既存ストックを活用した定住促進策を強化、新築住宅建築等への支援も継続し、持続可能な居住環境の形成を推進します。

③交流人口・関係人口創出事業の推進

観光や都市交流、姉妹都市交流など、さまざまな目的で地域を訪れる交流人口を創出する事業、地域と継続的に多様な形で関わる関係人口を創出する事業を、地域内での体験や伝統行事への参加などを通して、地域住民との交流を図り、地域ならではの魅力に触れられる取り組みを推進していきます。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
転出者数	79 人	75 人
転入者数	46 人	100 人
地域おこし協力隊着任数（累積）	16 人	100 人
柳津町が暮らしやすい町だと思う町民の割合	78.0%	85.0%

基本目標４

快適でうつくしいまちづくり

＜基本施策＞

⑮　道路網の充実

⑯　廃棄物適正処理の推進と環境保全

⑰　景観の保全と形成

⑱　上水道・下水道の充実

⑲　公共交通の充実

⑳　再生可能エネルギーの推進

㉑　デジタル化の推進

施策名　⑮道路網の充実

１．現状と課題

○本町の道路網は、国道、主要地方道、一般県道を幹線網として、町道路線などが交差し形成されています。

○本町は平地が少なく、起伏が激しい山地地形で集落が点在しており、集落間の幹線道路は改良により一定の改善を図ってきましたが、依然として幅員狭小、急勾配の区間が残存しており、交通安全施設のさらなる整備と、特に冬期間の安全確保のため、除雪体制の強化と持続可能な仕組みづくりが急務となっています。

○各道路の位置付けに応じて、自然環境・景観保全との調和を図りながら、住民生活に密着した路線の整備促進、危険箇所・交通障害箇所の解消を計画的に進める必要があります。

○農林道については、本町の主要産業である農林業を支える重要な施設であるとともに、日常生活で最も身近な生活道路となっている路線も多く、長寿命化を見据えた計画的な維持管理と必要な整備を進める必要があります。

○道路の除雪については、作業員の高齢化の進行や担い手不足がさらに深刻化しており、持続可能な除雪体制の構築が喫緊の課題となっています。また、消雪設備の老朽化も進んでおり、計画的な更新と効率的な運用が求められています。

○近年の気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化に対応するため、道路の防災・減災対策の強化も課題となっています。

２．目指す姿

○生活道路の整備や交通安全施設の充実により、誰もが安全で快適な道路環境が整っています。

○持続可能な除雪体制と効率的な消雪設備の運用により、冬期間も安心して通行できる道路ネットワークが確保されています。

○防災・減災に配慮した強靭な道路インフラが整備され、災害時も機能する交通網が形成されています。

３．基本事業の内容

①道路の整備促進

急勾配、見通しの悪い箇所、幅員の狭い箇所など未改良箇所について、地域の優先度を考慮しながら計画的に整備を推進し、誰もが安心して利用できる道路環境の整備に努めます。

②道路施設の維持管理の推進

計画的な点検・補修により長寿命化を図ります。また、地域住民との協働による道路の維持管理体制を強化し、土砂上げや草刈りなどの日常的な維持活動を支援します。カーブミラー、ガードレール、街路灯、区画線、歩道等の道路・交通安全施設についても、定期的な点検と計画的な更新・整備を進めます。

③道路除雪体制の維持・強化

除雪オペレーターの確保・育成に向けた支援制度を継続するとともに、ＩＣＴ技術を活用した効率的な除雪体制の構築を図ります。また、消雪設備については、老朽化状況を踏まえた更新計画を策定し、省エネルギー型設備の導入を進めるとともに、適切な維持管理により機能保全を図ります。

④デジタル技術の活用促進

道路施設の点検・維持管理へのドローン・AI の活用など、デジタル技術を積極的に取り入れ、効率的かつ効果的な道路管理を推進します。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
町内の道路が安全に快適に通行できるようになっていると思う町民の割合	67.0%	70.0%

施策名　⑯廃棄物適正処理の推進と環境保全

１．現状と課題

○本町ではこれまで、ごみ処理基本計画により収集運搬体制の整備を図り、ごみの減量化や分別排出の徹底、リサイクルの促進に努めています。

○家電リサイクル法や容器包装リサイクル法等の施行に伴い、ごみの分別も細分化され、一層の適正処理が求められていることから、今後もなお一層の町民への意識啓発・体制整備を強く推進していく必要があります。

○ごみの不法投棄の問題については、広報活動及びパトロール等の強化により住民意識の高揚を図り、循環型社会の形成を目指していく必要があります。

○町内の水・大気・土壌の状況はこれまでの下水道整備、合併処理浄化槽の設置により、比較的良好な環境にあります。

○水生生物が棲みやすいように河川を改修するなど、国の天然記念物に指定されている”ウグイの生息地”を保護するなどの生態系の保護、自然環境の修復、生息状況の把握などの対応が必要です。

○快適な環境をつくるために大気汚染や水質汚濁、土壌汚染などの公害の発生を防止し、環境保全に対する意識の高揚を図ると共に、町民一人ひとりが環境保全に取り組む必要があります。

○ゼロカーボンシティ宣言で、３Ｒ（リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle））の推進による循環型社会の形成に取り組むこととしています。

２．目指す姿

○ごみ減量化や資源ごみの分別が徹底され、リサイクルへの意識も高く、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会が構築されている。

○町、町民、事業者が協働で環境保全に取り組み、豊かな自然と共に良好な生活を送ることができる。

３．基本事業の内容

①ごみ減量化の推進

過度な包装や必要以上の購入等を控えるなど、ごみ発生の抑制についての意識高揚を図り、生ごみ処理機等の購入補助などにより町民のごみ減量活動を支援します。

②分別収集の推進

ごみの分別や再利用の取り組みを推進し、再資源化を促進します。

③不法投棄防止活動の推進

意識啓発及びパトロールの実施により、不法投棄の撲滅に努めます。

④自然資源の保全

河川の水質調査を実施し監視と指導を進め良好な水質の確保に努めます。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
年間のごみ総排出量	945.0ｔ	850.0ｔ
日頃からごみ減量とごみ分別に取り組んでいる町民の割合	86.0%	92.0%
対象河川の BOD（只見川魚渕付近）	1.2 mg/ℓ未満	2.0 mg/ℓ未満

施策名　⑰景観の保全と形成

１．現状と課題

○景観法が平成 17 年度（2005 年度）より施行され、また、県景観条例が平成 21 年度（2009 年度）より施行されたことにより、県土の景観形成が積極的に推進されることになり、また、届出対象行為範囲や公共事業に関する景観形成及び優良景観形成住民協定などの優れた景観形成施策も引き続き推進されています。

○令和 3 年 10 月に県のふくしまグリーン復興構想に基づき、只見柳津県立自然公園が、福島、新潟両県にまたがる越後三山只見国定公園に編入され、道の駅会津柳津内に自然公園のＰＲを目的としたビジターセンターが整備されました。

○優れた自然の風景地が保護されているとともに、福満虚空藏菩薩圓藏寺をはじめとする観光資源や自然資源に恵まれていることから、町民の景観を保護する意識も高い傾向にあります。

○清掃活動など町民参加を促し、景観に対する町民の意識向上をさらに図り、来訪者が魅力を感じる景観づくりを進めていく必要があります。

○地域の文化財を積極的かつ総合的に保存し、まちづくりの資産として活用することを目的とした「柳津町歴史的風致維持向上計画」が令和 6 年 3 月に国の認定を受けたことにより、本計画に基づき既存の文化財等を活用していくほか、歴史的風致に富む魅力ある美しいまち並みの整備を進めて行く必要があります。

○空き家や空き店舗の増加が見込まれており、その利活用や町並み景観の整備について課題があります。

２．目指す姿

○地域資源が有効活用され、景観に配慮した魅力的なまちづくりが行われています。

３．基本事業の内容

①魅力ある景観形成

自然・歴史・文化に包まれた素晴らしい景観を保全するため、意識高揚や啓発に努めます。

②町並み景観の整備

来訪者（町外者）だけでなく町民が本町の町並み景観に魅力を感じ、まちなかの散

策などで賑わいを創出できるような景観の整備に努めます。

③歴史資源の有効活用

福満虚空藏菩薩圓藏寺をはじめとする歴史的資源を有効活用したまちづくりに努めます。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
観光客入込数	674,325 人	740,000 人
柳津町の景観を守り、育てたいと思う町民の割合	69.0%	80.0%

施策名　⑱上水道・下水道の充実

１．現状と課題

○本町の簡易水道については、小規模な施設が点在しており、16 給水区あります。令和６年度末の水道普及率は 92.9％であり、老朽化した施設の改修及び利用促進を図っていくことが求められています。

○安全に飲用できる水を安定して供給できるよう計画的に施設の改修を進める必要があります。

○簡易水道会計及び下水道会計の安定的な運営を図るため、使用料の収納率向上と滞納対策の強化を図る必要があります。また、今後は使用料の改定も検討していきます。

○本町の下水道では、これまで、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水施設整備事業、林業集落排水施設整備事業、簡易排水施設整備事業、個人設置型合併処理浄化槽の補助により、生活排水処理施設の整備を行ってきました。

○下水道加入が低調なことから、供用開始区域における町民の加入促進を図る必要があります。集合処理以外のエリアについては、合併処理浄化槽設置事業を推奨し、下水道利用を推進していく必要があります。

２．目指す姿

○町民誰もが毎日安全で安心な水の供給を受けることができる。

○町民誰もが衛生的で快適な暮らしを営むことができる。

３．基本事業の内容

①施設の適正な管理

安定的な水の供給及び衛生的な排水処理を実施するため、施設の維持管理に努めるとともに老朽化した施設の更新を行います。

②安全な水の維持・供給

安心できる水を供給するため、水質の適性管理に努めます。また、町民の節水意識の向上に努めます。

③下水道の普及促進

下水道の役割等について普及・啓蒙を図ることで加入促進に努めます。

④健全な会計の運営

加入促進と使用料の収納率向上を図るとともに、歳出の抑制により健全な会計の運営に努めます。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
水道普及率	92.9%	94.0%
水洗化率	67.2%	72.0%

施策名　⑲公共交通の充実

１．現状と課題

○公共交通を取り巻く現状は、少子化、過疎化、マイカー保有台数の増加などにより、採算の取れない路線の撤退や運行本数の減便など、全国的に厳しい状況にあります。

○ＪＲ、会津バス及び町民バスが公共交通の役割を果たしていますが、運行本数も限られており十分な状況にありません。

○通学・通院をはじめ町民の生活基盤を支えるうえで公共交通の果たす役割が大きいが、町民バスは、限られた町民の利用にとどまっているため、利便性のある交通体系となるよう関係機関との連携を強化しながら運行維持に努め、利用促進等を図っていく必要があります。

また、町民外の利用者を増加させる取り組みの検討が必要です。

○現在はスクールバスと混乗している現状にあります。

○鉄道については、豪雨災害により不通区間（会津川口～只見間）となっていた只見線が、令和４年度（2022 年度）に上下分離方式により全線運転再開となりました。

２．目指す姿

○町内及び町外へどの地域からでも快適に移動できる公共交通体系が整備されています。

３．基本事業の内容

①町民バスの利便性向上

利用者のニーズに合った運行形態の検討、他の交通機関との接続など利便性の確保や利用促進を図っていきます。

②運行車両の充実

安全に快適に運行できるよう車両の維持管理に努め、路線の乗車人数に見合った車両の整備を行います。

③公共交通機関等との連携・支援

公共交通の安定的な運行のため、隣接町村や乗合事業者等との連携・強化を図ります。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
町民バス利用者数 （スクールバスは含まない）	13,750 人	15,000 人
町民バスが便利だと思う利用者の割合	―	60.0%
民間が運営する公共交通（会津バス・JR 只見線）との接続が便利だと思う利用者の割合	―	60.0%

施策名　⑳再生可能エネルギーの推進

１．現状と課題

○エネルギーは、私たちの生活や産業活動などにおいて欠かせないものとなっており、エネルギー消費の増加により、大気環境などの地球環境に大きな影響を与えているといわれています。

○平成 23 年（2011 年）３月に発生した東日本大震災における原子力発電所の事故によって、国のエネルギー政策は大きな転換を余儀なくされている中、再生可能エネルギーの普及・拡大が求められています。こうした社会情勢が変化する中、環境への負荷低減を図るため、エネルギーの消費を抑えるとともに、再生可能エネルギーの有効利用に努める必要があります。

○柳津町は令和４年 12 月７日、2050 年までに温室効果ガス（主に二酸化炭**素**）排出量実質ゼロを目指す、ゼロカーボンシティ宣言をしました。
環境省の自治体排出量カルテでは、2022 年度の CO2 排出量が 20 千ｔとなっており、家庭部門 23%、運輸部門 36%と福島県平均より高い割合となっています。

○当町には、発電量 30,000kw を誇る柳津西山地熱発電所や水力発電所が立地し、地域的エネルギー自給率でも全国第 18 位（2024 年度）となっており、再生可能エネルギー先進地であります。

○地熱発電所から発生する２次熱については、これまでも調査研究を重ねてきましたが、現在は利用できていない状況であるので、活用の検討を推進する必要があります。

○地球温暖化防止については世界的な課題として、さまざまな取り組みが行われていることから国民の関心も高まっており、個人や家庭での省エネ活動の実践や環境にやさしい自然エネルギーの利活用など、さらに町民や事業所に対して意識の高揚を図る必要があります。

○公共施設へ設置した太陽光発電と蓄電池、特に蓄電池は法定耐用年数を超えており、更新時期を迎えています。

２．目指す姿

○地域資源を活用した再生可能エネルギーの有効活用により、省エネルギーが推進され、環境への負荷が少ないまちづくりが進められています。

○再生可能エネルギーの有効活用を地域が理解しており、自然環境と共生がなされています。

○町民全体で地球温暖化に対する取組みが率先され、持続可能なまちづくりが進められています。

３．基本事業の内容

①再生可能エネルギーの導入支援

町民、事業者への省エネルギーの意識、行動の啓発を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入を促進します。

②次世代エネルギーの検討

地熱発電や太陽光発電等のクリーンエネルギーに限らず、バイオマス、水素発電等の次世代エネルギー導入、既存の太陽光発電の利活用を検討します。

③地球温暖化対策の推進

持続可能なまちづくりのため、二酸化炭素などの温室効果ガス排出削減及び環境の負荷低減に努めます。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
柳津町住宅用新エネルギー設備等設置費補助金交付件数	4 件 32 件（累積）	6 件 40 件（累積）
日頃から省エネ対策に取り組んでいる町民の割合	72.0%	80.0%
公用車の次世代自動車導入台数	5 台	10 台

施策名　㉑デジタル化の推進

１．現状と課題

○令和２年（2020 年）12 月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が示されたところです。

○デジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国の指導のもと、自治体全体として足並みを揃えて取り組んでいく必要があります。

○ICT 技術の進化に伴う情報の多様化への対応、業務の効率化をさらに図る必要があります。

○インターネット環境がない町民等を取り残さないための工夫が必要です。

○デジタル化を推進する人材が不足しており、その確保と職員への研修が必要となっています。

○柳津町 DX 推進計画が策定され、庁内のプロジェクトチームや推進本部により、取り組みを推進しています。

２．目指す姿

○デジタル社会の実現により、町民一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供できます。

○デジタル化の進展に伴い、業務の効率化や各種サービスのオンライン化が進み、団体、企業から各家庭に至るまで浸透しています。

３．基本事業の内容

①デジタル環境の充実

すべての町民がデジタル変革の恩恵を受けられるよう、デジタル環境の整備を促進します。

②住民サービスの拡充

すべての町民がデジタル変革の恩恵を受けられるよう、デジタル情報の提供やマイナンバーカードの取得を推進します。

③DX の推進

行政手続きのオンライン化等により利用者の多様なライフスタイルに寄り添える

地域社会の実現に努めます。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
マイナンバーカード普及率	88.0%	95.0%
スマートフォン教室等への参加人数（延べ人数の累積）	133 人	250 人
オンラインによる手続取組件数	1 件	10 件以上

基本目標５

協働による健全で開かれたまちづくり

＜基本施策＞

㉒　地域コミュニティの維持・活性化

㉓　広報・広聴活動の推進

㉔　財政健全化の推進

㉕　効果的・効率的な行政運営の推進

施策名　㉒地域コミュニティの維持・活性化

１．現状と課題

○町には 47 の行政区があり地域活動に大きな役割を果たしています。それぞれの地区には公民館や集会所等が設置されています。
○地域住民の減少や少子高齢化の進行によって、地域コミュニティ活動が低下しており地域での自主的な活動が難しくなっています。
○高齢化の進んだ集落にあっては、担い手不足により道普請や祭礼などの集落機能を維持することが困難となっています。
○空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、有害鳥獣対策、雪処理対策などの問題は一層深刻化するものと思われます。
○地域活動の継続や魅力ある地域づくりを進めるため、住民と情報交換を密にし、関係団体と連携しながら、課題解決に向けた取り組みに対し支援する必要があります。
○町には、協働の仕組みづくりや連携のきっかけづくりを支援することが求められています。

２．目指す姿

○多様な人材が地域で活躍しています。
○地域の主体的な取り組みにより、地域の課題解決や地域づくりが進められています。
○行政、町民、事業者、関係団体など多様な主体を巻き込み、まちづくりが進められています。

３．基本事業の内容

①行政区との連携支援

集落における道普請、美化活動、伝統行事などの機能を維持していけるよう支援していきます。

②まちづくり意識の醸成

町民の意識や意向を的確に把握し、町民との対話や共同作業の機会創出に努め、まちづくり意識の向上を図ります。また、住民が主体的にまちづくりに取り組める仕組みづくりを創っていきます。

③地域交流活動の推進

世代の異なる町民が相互に交流することで、各年代の思いや当時の様子などに触れ、町の魅力の再発見や人との結びつきを深めるために世代間交流を促進します。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
協働のまちづくり支援事業実施件数	2 件	10 件
地域活動(地区行事)に参加している町民の割合	49.0%	60.0%

施策名　㉓広報・広聴活動の推進

１．現状と課題

○町では、広報誌やホームページなどを通じて、町政情報を広く発信しています。また、町民の町政に対する要望、ニーズについては、「町長との懇談会」の実施等により、その把握に努めています。

○広報誌をはじめホームページや防災行政無線、公式ＬＩＮＥなどを活用した広報活動を積極的に行い、行政と町民との情報共有を図る必要があります。

○町民と行政が協力してまちづくりを進めるためには、町民が必要とする情報をわかりやすく提供するとともに、町民からの声や意見を聴取する機会を充実させ、町民と行政が情報を共有し、理解し合うことが重要です。

○町民参画のまちづくりにおいては、町の各種計画づくりの過程において、懇談会の開催やアンケートの実施などにより、町民の意見や要望、アイデアを取り入れる町民参画が必要です。

○個人情報の適正な管理に努めつつ、情報の適正な公開が必要です。

○町民に伝える町政情報に加え、シティプロモーションの観点から、町外にも「柳津町」の取り組みや魅力を発信し、町の認知度を高める必要があります。

２．目指す姿

○生活に役立ち、町政に対する理解と協力を得られるような町の情報が、多くの情報媒体により発信され、全ての町民に届けられています。

○広報活動の充実や適切な情報公開により、町民に開かれた分かりやすい行政運営が行われています。

○町民からの声を積極的に聴く機会や方法が増えています。

３．基本事業の内容

①広報活動の充実

すべての町民に町政情報を伝えられるよう、情報発信の環境整備・充実を図ります。また、町政情報の正確な伝達のため、町民ニーズに合った広報紙の発行、ホームページの充実、アプリやＳＮＳによる迅速な伝達に努め、情報の共有を図ります。

②広聴活動の充実

町民の声を町政に反映するため、町政懇談会や投稿の受付、意見交換会などの実施により町民の意思の把握に努めます。

③情報公開と適正な情報管理

町民と行政の情報の共有化を進めるとともに、個人情報の適切な管理に努めます。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
「広報やないづ」の内容が充実していると思う町民の割合	―	70％
町政に関する情報がわかりやすく提供されていると思う町民の割合	―	70％
町長との意見交換会参加人数（累積）	―	100 人
ホームページの年間アクセス数	61,553 回	100,000 回

施策名　㉔財政健全化の推進

１．現状と課題

○令和６年度（2024 年度）の本町の財政状況は、健全化判断比率である実質公債費比率が 6.9%［県平均 6.0（以下同じ）］、将来負担比率が算定なしと健全な数値を示しています。このほか、財政力指数（3 ヵ年平均）0.18［0.46］、経常収支比率 84.3%［91.4］となっています。

○これまでの行財政改革の推進や公債費の後年度負担を軽減するための繰上償還の実施などにより、財政健全化への努力を進めてきました。

○本町の財政構造は令和６年度決算で町税などの自主財源比率が 20.4%、地方交付税などの依存比率が 79.6%と大きく依存した構造となっています。

○人口減少に伴う納税者の減及び近年の景気低迷による雇用情勢の悪化により町税等の収納率が低下傾向にあることから、自主財源の確保が課題となっています。

○近年頻発・激甚化する自然災害や物価高騰等に対応するため、臨時的に財政措置が必要な事業が増加しています。

○こうした現状から、住民サービスを維持・継続していくためにも、今後なお一層の財政基盤の強化を図っていくことが必要となっています。

○公共施設については老朽化の問題に直面しており、人口の減少や財政状況等を踏まえたうえで総合的に評価・判断し、保有数量最適化及び長寿命化による財政負担の軽減と標準化を図っていくことが求められています。

○現在５つの特別会計及び２つの公営企業会計についても、公平公正な負担によって健全な運営ができるよう、必要な対策を講じていかなければなりません。

○自主財源の確保、地元事業者の収益に繋がるため、ふるさと納税事業（一般・企業版）の取り組み強化が必要です。

○国・県の財源を活用した事業の企画・実施による、町単独費の削減が求められています。

２．目指す姿

○自主財源が確保され健全な財政運営が行われています。

○適正に公共施設の管理が行われ、経営的な視点で維持管理が行われています。

３．基本事業の内容

①自主財源の確保

町税や使用料等の収納率向上に努めるとともに、遊休財産の貸付や処分、使用料・手数料の見直し等を検討します。さらに、ふるさと納税事業の取り組みを強化し自主財源の確保に努めます。

②健全な財政運営の推進

経常経費の抑制に努めることで、投資的経費への予算確保を図ると同時に、地方債の借入も抑制し、後年に財政負担が生じない財政運営を推進します。

③町有財産の維持管理及び有効活用

「柳津町公共施設等総合管理計画」により公共施設の最適化を進めます。また、「個別施設計画」により施設の長寿命化及び計画的な維持管理に努めます。

④公営企業健全化の推進

公営企業の独立採算の原則に基づき、加入の促進に努めるとともに使用料等の収納率の向上に努めるとともに、経営戦略を踏まえた事業の計画的かつ効率的な推進を図っていきます。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
実質公債費比率	6.9%	7.0%以下
将来負担比率	－	現状維持
ふるさと納税	40,766 千円	100,000 千円

施策名　㉕効果的・効率的な行政運営の推進

１．現状と課題

○本町では、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう、行財政基盤を強化し、町民の福祉向上と活力ある柳津町を構築するため、行財政改革大綱を策定し事務事業等の見直し、組織・機構と外郭団体の見直し及び定員・給与の適正化と人材の育成・確保などの改革を進めてきました。

○職員定員の適正化に向けた検証や、今後の各種施設・出先機関などの運営方法や外部業務委託の推進など、引き続き進めていくことが必要となっています。

○社会情勢の変化により、多様化する住民ニーズや複雑化する行政需要に適切に対応することが求められており、質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供する必要があります。

○これまでも庁内研修や福島県自治研修センター、民間企業による人材育成等の職員研修を実施してきましたが、今後更に職員研修の充実に努め、人材育成を進める必要があります。

○働き方改革を推進し、多様な働き方を選択できる社会の実現に向け、町が主体となり、民間企業と一体となって取り組む必要があります。

２．目指す姿

○職員が適切に業務を執行し、効率的で質の高い行政サービスが提供されています。

○職員が積極的に町民と対話し地域の課題と向き合い、解決に向けて取り組んでいます。

３．基本事業の内容

①業務外部委託の促進

民間に委託可能な事務事業を精査し、アウトソーシングや指定管理者制度を活用しながら民間委託を進めます。

②施策評価システムの推進

振興計画に沿った施策や事務事業を統括し、まちづくりの課題や仕事の結果を振り返り、次の企画と実施に反映させ、より効果的・効率的な行政運営を目指します。

③人材育成の推進

個人と組織の能力を最大限に発揮させる観点から、職員に求める評価項目の基準を明確にし、職員の能力開発と育成を目指します。

また、社会情勢の変化や多様化・高度化するニーズなどへ対応するため、職員が積極的に研修会へ参加できるよう努めます。

④働き方改革の推進

優秀な人材の確保と定着を促進するため、性別にかかわらず職員一人ひとりが仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を図りながら職務に邁進できるよう、時代に即した職員の働き方に見直しを図っていきます。

４．指標と目標値

指標名	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
職員の研修参加者数	30 人	40 人
行政サービスに満足している町民の割合	66.0%	80.0%

第３期総合戦略

１．基本的な考え方

１ 第３期柳津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたって

「柳津町の人口ビジョン」でも示したとおり、柳津町は昭和55年（1980年）から一貫して人口減少の傾向にあり、特に近年は減少率が増加傾向にあります。

年少人口や生産年齢人口の減少はもとより、老年人口も減少段階にあり、「段階の分類」の指標上「第2段階」へと突入しています。

段階の分類

第１段階：老年人口が増加・総人口が減少

第２段階：老年人口維持・微減（減少率 10%未満）・総人口が減少

第３段階：老年人口減少（減少率 10%以上）・総人口が減少

	総人口	65歳以上	生産人口
R2.4.1現在	3,241	1,439	1,496
R7.4.1現在	2,809	1,339	1,212
減少数	△ 432	△ 100	△ 284
比　率	86.7%	93.1%	81.0%

こうした中、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための取り組みを戦略的に実施する「まち・ひと・しごと創生法」が平成26年（2014年）9月に施行されました。

また、平成26年（2014年）12月27日には我が国の将来人口展望を示した「長期ビジョン」と合わせ、これから地方創生を国が強力に推し進めるための施策を網羅した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定め、推進してきました。

令和3年6月には、「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」を閣議決定し、第2期での地方創生の取組を「継続を力」にして、より一層充実・強化していくとしています。

こうした状況を踏まえ、町では、国や県が策定する長期ビジョン、総合戦略などと連携して、第6次柳津町振興計画に掲げるまちの将来像「みらい創生。 ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち」の実現を目指すとともに、人口減少対策と地域活性化につながる取組を継続し、住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある社会の維持を図るため、第3期柳津町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するものです。

■国の「まち・ひと・しごと創生基本方針 2021」（抜粋）

１．基本方針

①地域の将来を「我が事」として捉え、地域が自らの特色や状況を踏まえて自 主的・主体的に取り組めるようになる。

②都会から地方への新たなひとやしごとの流れを生みだすことを目指す。

２．地方創生の３つの視点

①ヒューマン（地方への人の流れの創出、人材支援）

地方創生テレワーク、企業の地方移転の促進（地方拠点強化税制）、地域における人材支援の充実、子育て世帯の移住等の更なる推進、関係人口の創出・拡大、魅力ある地方大学の創出。

②デジタル（地方創生に資するDXの推進）

Society5.0の実現に向けたDXの推進し、地域の課題解決や魅力向上につなげる。

③グリーン（地方が牽引する脱炭素社会の実現）

地域資源を有効活用して再生可能エネルギーを導入するなど、脱炭素化の取組により、地域経済の活性化や地域課題の解決の実現につなげる、「地方創生と脱炭素の好循環」の実現に向けて取り組んでいく。

■国の「第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（抜粋）

１．目指すべき将来

①『将来にわたって「活力ある地域社会」の実現』

②『「東京圏への一極集中」の是正』を共に目指す。

２．基本目標と主な施策の方針

１ 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする 〇地域の特性に応じた、生産性が高く、 稼ぐ地域の実現 〇安心して働ける環境の実現
２ 地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れを作る 〇地方への移住・定着の推進 〇地方とのつながりの構築
３ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる 〇結婚・出産・子育てしやすい環境の整備
４ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる 〇活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

２．柳津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ

１．第６次柳津町振興計画との関係性

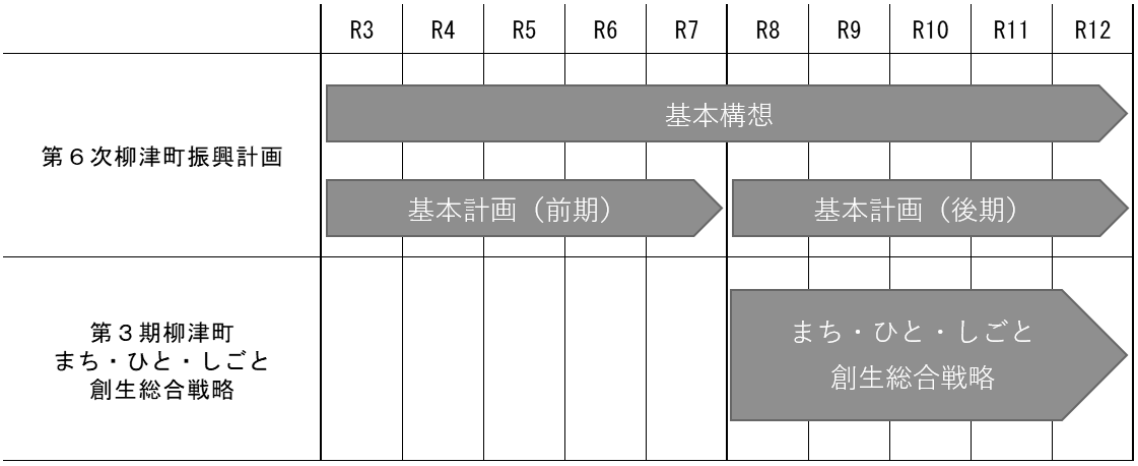
第6次柳津町振興計画は、柳津町を取り巻く社会構造の大きな変化を踏まえ、限られた行政の経営資源を有効に活用し最大の成果を上げることを目指す町の最上位計画で、基本構想・基本計画・実施計画から構成されおり、その計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間となっています。

第3期総合戦略は、第6次柳津町振興計画を上位計画とし、まちの将来像「みらい創生。　ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち」の実現を目指し、国及び県の総合戦略との整合性にも留意しつつ、その他各分野の個別計画との整合を図りながら、人口減少対策と地域活性化、持続可能性の視点に重点を置いた計画として策定するものです。

本総合戦略の各施策は、本振興計画後期基本計画に示している具体施策から、地方創生、人口減少対策に必要な重点施策を抽出し、まとめたものとなっています。

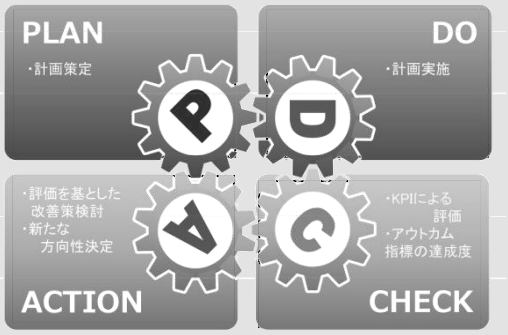
２．第３期総合戦略の計画期間

第3期総合戦略は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。



３.柳津町まち・ひと・しごと総合戦略の効果検証の仕組み

柳津町振興計画は、実施してきた各施策の行政評価を実施しており、重要施策と位置付けている各施策について、町民や外部有識者を交えた「振興計画審議会」が行政評価を実施しています。これらの結果を踏まえて、次年度の施策や予算案の策定を行っており、成果指数に基づき適切なPDCAサイクル※を実施しています。



PDCA

Plan（プラン・計画）、Do（ドゥ・実行）、Check（チェック・評価）、Action（アクション・改善）の頭文字をとったもので、計画策定後、実施をし、その効果検証を行い、内容によっては改善を図るというサイクルを示したもの。

「第3期柳津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも同様に、令和12年度を目標として、基本目標ごとに計画の進捗を管理するための重要業績評価指標（KPI）※を設定し、外部評価委員会によるPDCAサイクルを実施し、年度ごとにKPI数値によって取組自体が実行できたかを確認した上、それぞれの目標指標について目標水準への到達状況を確認します。

取組自体が進捗しなかった場合や、取組の進捗があっても、目標指標の向上ができなかった場合などには、その取組方に改善を加え、目標の実現を目指していきます。

重要業績評価指標（KPI）

Key Performance Indicator の略称。 施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

４．柳津町まち・ひと・しごと総合戦略の体系

国の第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020 改訂版）では、以下の 4 つの基本目標と 2 つの横断的な目標を掲げています。

基本目標

１．稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

２．地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる

３．結婚・出産・子育ての希望をかなえる

４．ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

横断的な目標

１．多様な人材の活躍を推進する

２．新しい時代の流れを力にする

柳津町では、この基本目標を踏襲して、柳津町が重点的に取り組む施策について、図２、図３のとおり体系的に整理し、それぞれの課題と数値目標を設定します。

図 2　第 3 期柳津町まち・ひと・しごと創生総合戦略と第 6 次柳津町振興計画の関係図

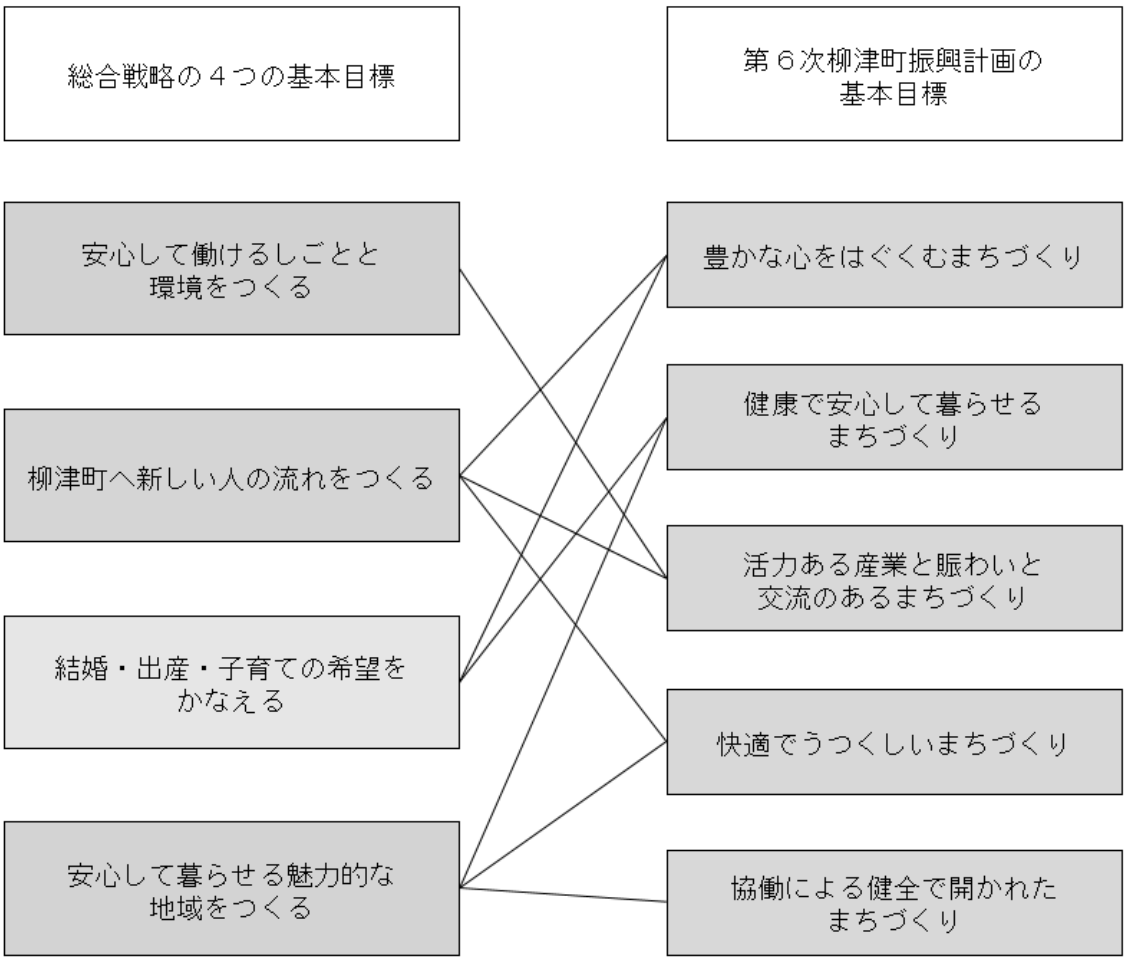
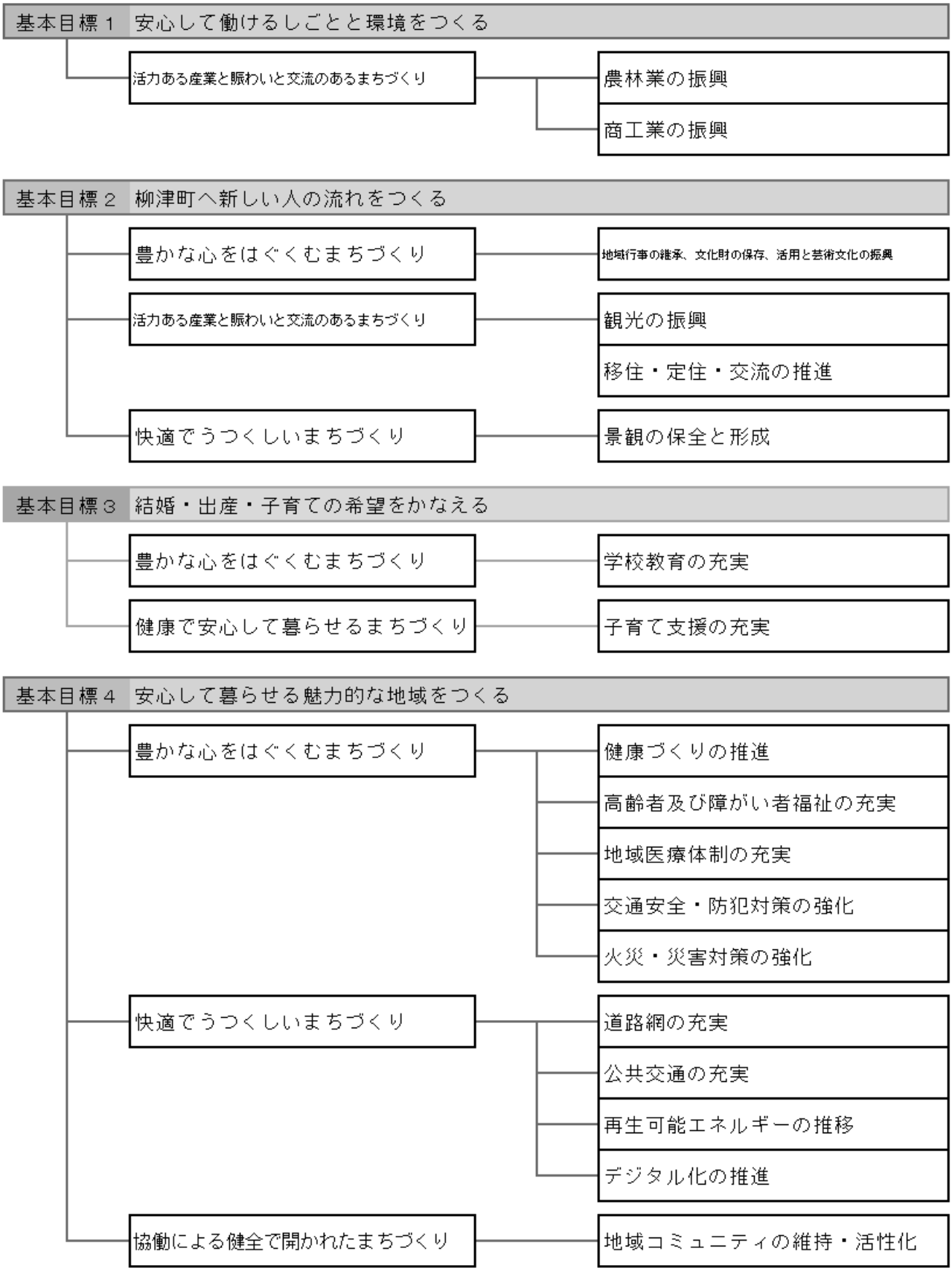


図３　第３期柳津町まち・ひと・しごと創生総合戦略と第６次柳津町振興計画の施策対応図



３．総合戦略の４つの基本目標と具体的な施策

基本目標１　安心して働けるしごとと環境をつくる

柳津町の主要産業である農業を軸としてスマート農業導入による省力化を検討しながら振興作物の推進、地産地消の推進、6次産業化への拡大、生産者の高齢化に伴う担い手確保対策など農業の振興に積極的に取り組むとともに、林業についても、森林利活用ビジョンを基本とし、間伐等も含め森林の活性化を推進します。

商工業は中心市街地の活性化や、産業への新規参入希望者の支援、商工業の育成など、町内産業の活性化により事業所の安定した経営と雇用の安定を図り、多様な働く場を創出していきます。また、妊娠、出産、子育て、介護など人生の大きな節目に合わせて柔軟な働き方が選択できる環境の実現を図ります。

数値目標

項目	基準値(令和6年度)	目標値（令和12年度）
事業所数	179事業所	188事業所
求職者数	71人	66人

施策１　農林業の振興

１　売れる農林業の推進

生産物を安定的に供給できる生産体制の確立と有利な販売ルートを確保することで、収益を上げることのできる農林業を推進します。

２　農業所得向上の推進

集落営農・農業法人化を核とした対策の推進により、低コスト・合理化を推進します。

３　農林業従事者の確保

経営規模の拡大を図るため、必要な基盤整備（ほ場整備、農地の集積化）を行うとともに経営改善への指導・助言等の対策を講じていきます。

林業従事者については、小規模ながらも確かな伐採技術を持つ木を伐る達人を育成し、町内外の伐採需要を満たせるよう、地域おこし協力隊制度を活用して確保していきます。

４　優良農地の確保

中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の活用による優良農地の確保に努めます。生産者・ＪＡ・行政が一体となり、集落営農・農業法人化を核とした対策を推進しながら意欲ある農業者の確保に努めます。

５　林地荒廃の防止及び活用

森林の有する多目的機能を発揮できるように、町有林を中心とした森林整備を進めるとともに、森林の多様な活用を進めていきます。

６　有害鳥獣被害の防止

有害鳥獣による農産物等の被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊を中心に地域住民と協働により有害鳥獣対策に取り組むとともに人材育成に努めます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和6年度)	目標値（令和12年度）
農作物の販売金額（JA 販売分）（千円）	545,000	600,000
農林業の新規就農者数（延べ人数）（人）	2	10
森林整備面積（積上げ面積）(ha)	34	80
鳥獣被害額（円）	482,000	400,000

※１ 地域の中心となる経営体とは、認定農業者、集落営農、農業法人、認定新規就農者など、「人・農地プラン」に位置付ける経営体です。

施策２　商工業の振興

１　新規参入者や後継者への支援

新規創業のための支援や事業承継に取り組む事業者への支援の充実・育成を図ります。

２　経営支援

昨今の経済事情を考慮し、利用しやすい制度融資のあり方、内容（融資額、期間）を検討し、関係機関との連携を密にし、制度の充実を図るとともに効果的な支援を行います。

３　商品開発及び販売の促進

地産地消の推進と農商工連携を図り、魅力ある商品の開発と販路の拡大、併せてふるさと納税返礼品の充実を図ります。

４　就労支援

町民の就労支援を図るため、事業所の雇用に対する支援や各種情報提供を行います。

５　新規産業創出の推進

新規の起業を目指す就労意欲のある者に対しての支援や6次産業化など産業の創出を支援し雇用環境の改善に努めます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和6年度)	目標値（令和12年度）
町内事業所の製造品出荷額等(百万円)	4,301	4,500
事業所数（事務所）	179	188
町内の事業所から日常的に購入している町民の割合（%）	―	60.0
町内求職者数（人）	71	66

基本目標２　柳津町への新しい人の流れをつくる

柳津町で生まれ育った人のＵターンを支援するとともに、柳津町に興味をもち、ゆかりのある者や協力隊制度を活用し移住を促進し、将来を担う優秀な人材を確保します。

近年では、地方への移住を希望する人が増えています。今後、田舎暮らしへのニーズがますます高まることも予想されます。柳津町の恵まれた自然や、歴史・文化・景観などの魅力を、大都市圏にむけて多様なメディアを活用し積極的に情報発信し、多世代が交流し、若い世代に限らず移住を希望する方全員がＵ・Ｉ・Ｊターンできる環境の整備を図ります。

転入増加を図るとともに、定住施策の実施により転出の抑制にも取り組み、大幅な転出超過状態から転入転出±ゼロを実現します。

数値目標

項目	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
観光客入込数（花火大会を含まない）（人）	674,325	740,000
地域おこし協力隊着任数（延べ）（人）	16	100

施策１　地域行事の継承、文化財の保存・活用と芸術文化の振興

１　文化財の適切な保存・活用

文化財管理者、伝統保存団体に対し助言や支援を行い、記録保存に努めます。また、寺院や食文化等、地域の文化財を持続可能な形で活用するための計画を整備します。

２　有識者、関係機関との連携

有識者や文化財保護審議会をはじめとする関係機関との連携を図り、新たな文化財の調査、保存、利活用に努めます。

３　斎藤清の魅力を発信し地域に開かれた美術館

世界的画家・斎藤清の作品を「魅せる」ための企画展を開催し、斎藤清の魅力を町の内外へ発信します。また、地域住民の芸術文化活動への参加を促し、身近に芸術に触れることの出来るよう、学校等とも連携しながら、創作の場や芸術鑑賞の機会を創出します。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和6年度)	目標値（令和12年度）
地域文化財を活用した事業等への参加者数(人)	90	130
斎藤清美術館及びアトリエ館への来館者数(人)	12,071	13,600
美術館や博物館などで芸術文化を鑑賞したり、絵画・書道などの文化活動に取り組んでいる町民の割合（年に数回以上取り組んでいる割合）(%)	26.0	30.0

施策２　観光の振興

１　魅力ある観光地づくりの推進

関係団体との協働により「赤べこ伝説発祥の地」等の地域特有の観光資源の魅力向上や掘り起こしを推進します。

２　魅力ある観光イベントの充実と観光情報の発信

関係団体等との連携を深め、柳津町の魅力を発信できる観光イベントを実施します。また、只見川沿線町村など広域的な連携を強化し、多様な媒体を活用した情報発信を国内外に向け積極的に行います。

３　滞在型観光の充実

柳津町の歴史・文化・自然を活用した体験プログラム等の充実を図り、町の魅力を最大限に活かした滞在型観光商品の造成を支援します。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和6年度)	目標値（令和12年度）
観光客入込数（花火大会を除く）(人)	674,325	740,000
宿泊客数(人)	18,669	21,000

施策３　移住・定住・交流の推進

１　移住事業の推進

空き家物件の情報を収集し、紹介できる物件の情報提供や改修補助を行い、移住・定住への受入れ体制を整備します。また、地域おこし協力隊等の外部人材制度を活用し、移住を推進するとともに定住に向けた支援を図ります。

２　定住事業の推進

子育て世帯の定住を促進するため、これまで定住促進住宅や独身住宅の整備を進めてきました。今後は、既存住宅の長寿命化と計画的な維持管理に重点を移し、良質な住環境の持続的な提供に取り組みます。老朽化した町営住宅等については、安全性の観点から計画的な解体を進め、空いた土地の有効活用を図ります。また、空き家の利活用、町営住宅等も含め、既存ストックを活用した定住促進策を強化、新築住宅建築等への支援も継続し、持続可能な居住環境の形成を推進します。

３　交流人口・関係人口創出事業の推進

観光や都市交流、姉妹都市交流など、さまざまな目的で地域を訪れる交流人口を創出する事業、地域と継続的に多様な形で関わる関係人口を創出する事業を、地域内での体験や伝統行事への参加などを通して、地域住民との交流を図り、地域ならではの魅力に触れられる取り組みを推進していきます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和6年度)	目標値（令和12年度）
転出者数(人)	79	75
転入者数(人)	46	100
地域おこし協力隊着任数（累積）(人)	16	100
柳津町が暮らしやすい町だと思う町民の割合(%)	78.0	85.0

施策４　景観の保全と形成

１　魅力ある景観形成

自然・歴史・文化に包まれた素晴らしい景観を保全するため、意識高揚や啓発に努めます。

２　町並み景観の整備

来訪者（町外者）だけでなく町民が本町の町並み景観に魅力を感じ、まちなかの散策などで

賑わいを創出できるような景観の整備に努めます。

３　歴史資源の有効活用

福満虚空藏菩薩圓藏寺をはじめとする歴史的資源を有効活用したまちづくりに努めます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和6年度)	目標値（令和12年度）
観光客入込数(人)	674,325	740,000
柳津町の景観を守り、育てたいと思う町民の割合(%)	63.0	80.0

基本目標３　結婚・出産・子育ての希望をかなえる

結婚・出産・子育てを希望するすべての世代が、次代を担う子どもを安心して産み、育てることができるよう、子育て支援サービスの充実や、様々な負担の軽減を図ります。さらに、安心して子育てできるよう教育環境の一層の充実を図ります。

また、子育てをする親が子育てに対して喜びや楽しみを実感できるよう、家庭や地域、学校、保育所な町全体で子育て支援施策を積極的に推進していきます。

数値目標

目標数値	基準値（令和 6 年度）	目標値 （令和 12 年度）
合計特殊出生率（%）	1.47	1.50
年間の出生数（人）	9	15

施策１　学校教育の充実

１　確かな学力の向上・豊かな心の育成・健やかな身体の育成対象

各学校で、「確かな学力向上グランドデザイン」等に基づいた授業の充実・改善や、個に応じたきめ細かな指導が行われるように、授業参観・指導助言を計画的に行います。また、授業等でＩＣＴ機器を有効活用し、学力向上につながるように、必要な支援を行います。

また、家庭・地域と連携し、教育活動全体を通して、確かな学力を支える「意欲」、「自己肯定感・自己有用感」、「やり抜く心」などの非認知能力の伸長を図ります。さらに、道徳教育、特別活動、総合的な学習の時間の充実を図るために、地域の歴史や文化、自然、産業、人材などを生かした体験的活動やボランティア活動、探究的な学習の推進を支援します。

健康診断や新体力テストの結果に基づき、家庭や地域、関係機関と連携して、児童生徒の健康増進、体力・運動能力の向上を目指します。また、学校栄養職員を中心に、望ましい食習慣の形成のための食育の充実や家庭や地域社会と連携し「メディア・コントロール運動」による望ましい生活リズムの確立に努めます。

２　特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒の適正な現状把握に努め、学校、保護者、関係機関との連携を図り、一人ひとりに応じた教育的支援を充実させます。また、インクルーシブ教育の視点を大切に、それぞれの個性を尊重し共に学び合う経験を通し、共生社会への理解を深めます。

３　小中連携教育の推進

町教育研究会等の取組を積極的に支援して、「学びをつなぐ」、「育ちをつなぐ」ために、9年間を見通して、児童生徒に必要な資質・能力の育成を図る教育活動を展開します。

４　情報教育・英語教育・国際理解教育など今日的な教育活動の充実

ＩＣＴ教育環境を授業等で有効に活用し、確かな学力の向上や情報活用能力の完成につなげます。また、保護者及び地域の協力のもと、ＳＮＳ上のトラブル防止に向けた情報モラル教育を適切に行います。

町教育研究会の小・中連携の取組を支援し、小学校の英語教育を中学校につなぎ、児童生徒の英語力を向上させます。また、関係機関との連携により英語指導助手の配置を継続して、児童生徒の英語力の向上及び国際理解教育の充実を図り、グローバル化への対応力を高めます。

５　教育環境・条件の整備充実

学校施設長寿命化計画を踏まえた施設の改修等、また、教材・教具の整備・充実に努めます。

さらに、学校施設が避難所に指定されているため、バリアフリー化や感染症対策、猛暑による熱中症対策などを庁内で協議し、より良い環境づくりに努めます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和6年度)	目標値（令和12年度）
学校生活を楽しく感じている児童生徒の割合(%)	91.1	100
全国標準学力検査（ＮＲＴ）学力偏差値(点) ※1	国語 49.8 算数・数学 49.9	国語、算数・数学 53.0以上
体力・運動能力テストの偏差値(点)	46.4	50.0
地域や社会を良くするために何かしてみたいと思う児童・生徒の割合(%)	小学生　91.7	95.0 以上
	中学生　81.3	84.0 以上

※1 全国標準学力検査（NRT）は、標準化された学力検査で全国平均を５０としています。柳津町小・中学生全体の平均値です。

施策２ 子育て支援の充実

１　子どもを安心して産み育てられる環境支援

子育てに関係する機関が一体となり地域で見守り、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進します。

２　経済的な支援・充実

子育て応援金の支給や保育料・学校給食費の無料化、子どもの医療費助成等の支援を行い、安心して子育てできる環境整備に努めます。

３　食育の推進

子どもの発育や発達段階に合わせた正しい栄養摂取や食行動の知識の習得を進め、食を通じた子育て環境の支援に努めます。

４　保育サービス・保育施設の充実

仕事をしながら子育てをする家庭を支援するため、保育所における施設・サービスの拡充を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

KPI名称	基準値(令和6年度)	目標値（令和12年度）
合計特殊出生率(%) ※1	1.47	1.50
年間の出生数(人)	9	15
安心して産み、子育てできる環境だと思う保護者の割合(%)	71.0	80.0

※1 合計特殊出生率とは、一人の女性が一生に産む子どもの平均数です。（１５～４９歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）

基本目標４　安心して暮らせる魅力的な地域をつくる

高速交通体系やＩＣＴ技術の進展に合わせた便利で快適な地域社会の実現を図るとともに、多様な歴史や産業などそれぞれに特色ある地域相互の連絡・連携の強化を進め、地域の特色を生かしたまちづくりの実現を図ります。

防災面では、町民・行政・関係機関が一体になり、それぞれの役割や特性に応じ、災害や身近に起こり得るトラブルなど地域の課題に取り組むことができるよう、連携とその補完を強化することにより、町民が安全で安心して暮らせる生活環境を創造します。

また、生涯を通じて住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を送り続け、いつまでも社会に貢献し、健やかに暮らせる希望に満ちた高齢社会の実現をめざします。

数値目標

項目	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
日頃から生きがいを感じ生活している高齢者の割合（%）	92.0	95.0
町民バスが便利だと思う町民の割合（%）	―	60.0
協働のまちづくり支援事業実施累積件数（件）	2	10

施策１　健康づくりの推進

１　積極的な受診の促進

特定健康診査やがん検診等各種健（検）診の充実を図り、生活習慣病の予防事業と併せて実施し、早期発見・早期治療対策の強化に努めます。

２　健康的な食生活の促進

健康的な食生活についての意識啓発や情報提供、疾病及び個々の生活に応じた指導に努めます。

３　個々の健康状態に応じた運動の促進

個々の体力に応じた軽運動の啓発や習慣化を勧奨することで、無理なく継続できる健康づくりを推進していきます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和6年度)	目標値（令和12年度）
特定健診受診率(%)　※1	61.8	76.0
日頃から健康づくりに取り組んでいる町民の割合(%)	65.0	80.0

※１ 特定健診（特定健康診査）とは、平成２０年度から実施が義務付けられた内臓脂肪型肥満に着目した健康診査です。４０歳から７４歳までの方が対象です。

施策２　高齢者及び障がい者福祉の充実

１　生活環境の整備

町と地域包括支援センターが連携し、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護予防事業等の地域支援事業の拡充を図ります。また、高齢者にやさしい住まいづくり事業等の活用により住環境の整備を支援します。

２　自立のための支援

高齢者や障がい者の自立を促進するために、シルバー人材センターへの登録をはじめ就労・就学の場の拡充と環境整備を図ります。

３　地域での見守り推進

高齢者や障がい者に対する正しい理解や支援が必要であり、当事者、家族、関係者、地域住民等への研修や啓発、またボランティアの育成を図り、地域でともに暮らせる環境づくりを推進します。

４　家族への支援

介助する家族等の経済的、精神的、肉体的負担を軽減していくため、情報提供体制の充実を図るとともに、必要な支援サービスの質と量の確保に努めます。

５　生きがいづくりの推進

高齢者や障がい者の能力や趣味等のニーズを把握し、生きがいにつながるよう公民館や関係団体等と連携し推進します。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和6年度)	目標値（令和12年度）
要介護者認定率(%)　※1	18.1	18.0
地域において活動（地区行事等）に取り組んでいる高齢者の割合(%)	39.0	45.0

日頃から生きがいを感じ生活している高齢者の割合(%)	92.0	95.0

※1 要介護者とは、認知症や身体的な理由により介護が必要となり、要介護認定を受けている方です。

施策３　地域医療体制の充実

１　医療機関の存続と連携

町民に身近な国保診療所の存続と充実を図るとともに県立宮下病院、奥会津在宅医療センター等の地域内の医療機関との連携を図り、医療体制を整備していきます。

２　救急搬送の充実

総合病院までの搬送に時間を要する遠隔地への対応として、迅速かつ安全に搬送できる体制を整備します。

３　感染症予防対策の強化

町民が感染症に対する正しい知識を持ち、予防に努められるよう情報提供・予防体制の強化を図ります。また、予防対策を十分に行い、安心して医療機関に受診、検査を受けることができる体制・環境を整えます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和6年度)	目標値（令和12年度）
町内の医療施設数	3	3
診療所を利用している町民の割合(%)	―	20.0
地域の医療体制が整備されていると思う町民の割合(%)	―	60.0

施策４　交通安全・防犯対策の強化

１　交通安全意識の向上

子どもや高齢者に対する交通安全教室を実施し、未然に事故を防止するため安全教育を行います。また、交通安全協会などの各種団体や関係機関と連携協力し、一人ひとりの交通安全意識が高まり、交通マナーが守られるよう啓発活動に取り組みます。

２　交通安全施設の整備

交通危険箇所について、カーブミラー、ガードレール、街路灯、区画線、歩道等の道路・交通安全施設を計画的に整備し、安全な道路環境の確保に努めます。

３　防犯意識の向上

地域・学校・警察・各種団体等と連携して、防犯教育を実施し、町民一人ひとりの意識向上に努めます。

４　防犯設備の設置促進

地域全体で安全安心な環境づくりをすすめるため、防犯灯などの防犯設備の設置を促進していきます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和6年度)	目標値（令和12年度）
交通事故発生数（件）　※1	75	70以下
交通事故死亡事故数（件）　※2	0	0
犯罪発生数（件）　※3	8	5以下
日頃から防犯対策をしている町民の割合（%）	87.0	80.0以上

※１・２　警察署データ（会津坂下警察署　交通白書）

※３　警察署データ（会津坂下警察署　あいづばんげの地域安全）

施策５　火災・災害対策の強化

１　危機管理・防災意識の向上

高齢者世帯をはじめ、町民一人ひとりが人命・財産を守るため、防災訓練等を通じて危機管理・防災意識に対する意識高揚を図ります。

２　町消防団員の確保

消防団活動の役割や重要性を周知するとともに、職場の理解や安全対策等、団員が活動しやすく、負担軽減につながるような環境づくりに努めます。

３　消防・防災体制の強化

老朽化したポンプ自動車・積載車、小型動力ポンプ、防火水槽などの消防設備等を計画的に整備し機動力向上に努めます。また、関係市町村と連携しながら、広域常備消防体制の充実を図ります。さらに、災害時に迅速に対応できる施設の強化を図るとともに、安全・安心な避難生活を送ることができる環境整備に努めます。

４　火災・防災情報の周知

会津若松地方広域消防署本部から出される火災情報を迅速かつ確実に伝達します。また、国土交通省、気象庁、県から発表される防災気象情報等により、関係機関と連携し避難情報の判断基準に沿って早めに判断します。

避難情報を発令する際には、避難行動が速やかにとれるよう防災行政無線等で、迅速に町民へ周知を図ります。さらに、防災メールをはじめ、多様な媒体を活用し効果的な情報発信に努めます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和6年度)	目標値（令和12年度）
火災発生件数(件)	4	0
柳津町防災行政メール登録者数（人）	139	250
災害時の避難所・避難場所がどこか知っている町民の割合(%)	71.0	100
日頃から火の取扱いに注意し、消火器や火災警報器を備えるなど、万が一の火災に備えている町民の割合(%)	87.0	100
家具の転倒防止や非常用食品を備蓄するなど、万が一の災害に備えている町民の割合(%)	50.0	60

施策６　道路網の充実

１　道路の整備促進

急勾配、見通しの悪い箇所、幅員の狭い箇所など未改良箇所について、地域の優先度を考慮しながら計画的に整備を推進し、誰もが安心して利用できる道路環境の整備に努めます。

２　道路施設の維持管理の推進

計画的な点検・補修により長寿命化を図ります。また、地域住民との協働による道路の維持管理体制を強化し、土砂上げや草刈りなどの日常的な維持活動を支援します。カーブミラー、ガードレール、街路灯、区画線、歩道等の道路・交通安全施設についても、定期的な点検と計画的な更新・整備を進めます。

３　道路除雪体制の維持・強化

除雪オペレーターの確保・育成に向けた支援制度を継続するとともに、ICT技術を活用した効率的な除雪体制の構築を図ります。また、消雪設備については、老朽化状況を踏まえた更新計

画を策定し、省エネルギー型設備の導入を進めるとともに、適切な維持管理により機能保全を図ります。

４　デジタル技術の活用促進

道路施設の点検・維持管理へのドローン・AIの活用など、デジタル技術を積極的に取り入れ、効率的かつ効果的な道路管理を推進します。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和6年度)	目標値（令和12年度）
町内の道路が安全に快適に通行できるようになっていると思う町民の割合(%)	67.0	70.0

施策７　公共交通の充実

１　町民バスの利便性向上

利用者のニーズに合った運行形態の検討、他の交通機関との接続など利便性の確保や利用促進を図っていきます。

２　運行車両の充実

安全に快適に運行できるよう車両の維持管理に努め、路線の乗車人数に見合った車両の整備を行います。

３　公共交通機関等との連携・支援

公共交通の安定的な運行のため、隣接町村や乗合事業者等との連携・強化を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和6年度)	目標値（令和12年度）
町民バス利用者数（スクールバス除く・人）	13,750	15,000
町民バスが便利だと思う利用者の割合(%)	―	60.0
民間が運営する公共交通（会津バス・JR只見線）との接続が便利だと思う町民の割合(%)	―	60.0

施策８　再生可能エネルギーの推進

１　再生可能エネルギーの導入支援

町民、事業者への省エネルギーの意識、行動の啓発を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入を促進します。

２　次世代エネルギーの検討

地熱発電や太陽光発電等のクリーンエネルギーに限らず、バイオマス、水素発電等の次世代エネルギー導入、既存の太陽光発電の利活用を検討します。

３　地球温暖化対策の推進

持続可能なまちづくりのため、二酸化炭素などの温室効果ガス排出削減及び環境の負荷低減に努めます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和6年度)	目標値（令和12年度）
柳津町住宅用新エネルギー設備等設置費補助金交付件数(件)	4 32（累積）	6 40（累積）
日頃から省エネ対策に取り組んでいる町民の割合(%)	72.0	80.0
公用車の次世代自動車導入台数(台)	5	10以上

施策９　デジタル化の推進

１　デジタル環境の充実

すべての町民がデジタル変革の恩恵を受けられるよう、デジタル環境の整備を促進します。

２　住民サービスの拡充

すべての町民がデジタル変革の恩恵を受けられるよう、デジタル情報の提供やマイナンバーカードの取得を推進します。

３　DXの推進

行政手続きのオンライン化等により利用者の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の実現に努めます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和6年度)	目標値（令和12年度）
マイナンバーカード普及率(%)	88.0	95.0
スマートフォン教室への参加人数（延べ累積）(人)	133	250
オンライン手続取組数(件)	1	10以上

施策10　地域コミュニティの維持・活性化

１　行政区との連携支援

集落における道普請、美化活動、伝統行事などの機能を維持していけるよう支援していきます。

２　まちづくり意識の醸成

町民の意識や意向を的確に把握し、町民との対話や共同作業の機会創出に努め、まちづくり意識の向上を図ります。また、住民が主体的にまちづくりに取り組める仕組みづくりを創っていきます。

３　地域交流活動の推進

世代の異なる町民が相互に交流することで、各年代の思いや当時の様子などに触れ、町の魅力の再発見や人と人との結びつきにもつながり、こうした世代間交流を促進します。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値(令和6年度)	目標値（令和12年度）
協働のまちづくり支援事業実施累積件数（件）	2	10
地域活動(地区行事)に参加している町民の割合（%）	49.0	60.0

資料編

１　柳津町振興計画審議会条例

昭和47年６月27日条例第11号
改正
昭和48年９月28日条例第20号
昭和55年３月18日条例第４号
平成７年３月29日条例第１号
平成14年３月20日条例第６号
平成16年９月27日条例第23号
平成17年４月20日条例第21号
平成18年６月26日条例第14号
令和３年３月31日条例第22号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき柳津町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、町長の諮問に応じ柳津町振興計画及び農村地域工業導入実施計画の作成その他工業の導入の促進に関する事項について、調査及び審議する。

（組織）

第３条　審議会は、委員15人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

（１）　一般学識経験者

（２）　関係団体の役員及び職員

（３）　一般住民

（任期）

第４条　委員の任期は２年とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くこ

とができない。

3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、みらい創生課において処理する。

（補則）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和48年９月28日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和55年３月18日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成７年３月29日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年３月20日条例第６号）

この条例は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成16年９月27日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年４月20日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年４月１日から適用する。

附　則（平成18年６月26日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年３月31日条例第22号）

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

２ 柳津町振興計画審議会委員名簿

【任期:令和7年1月21日～令和8年3月31日】

No.	役 職	氏 名	推薦母体	該当条項	備 考
1	会長	目黒 照枝	一般住民(公募委員)	条例第3条第2項第3号	
2	副会長	山内 拓也	(一社)会津柳津観光物産協会	〃	
3	委員	金子 昭男	西山地域開発協議会	条例第3条第2項第2号	
4	委員	天野 俊彦	柳津町商工会	〃	
5	委員	鈴木 常行	柳津町区長連絡協議会	〃	
6	委員	田﨑 泰之	みらい農業会議	〃	
7	委員	鈴木 均	柳津町社会福祉協議会	〃	
8	委員	大越 久	柳津町校長会	〃	
9	委員	齋藤 幹夫	柳津町スポーツ協会	〃	
10	委員	新井田 順一	柳津町文化協会	〃	
11	委員	星 豊文	会津信用金庫 柳津支店	〃	

３　諮問書

７ み 創 第 ６ ７ 号
令和７年１１月２８日

柳津町振興計画審議会
会長　目黒　照枝　様

柳津町長　　小林　功

第６次柳津町振興計画後期基本計画の策定について（諮問）

本町では、令和３年度から令和１２年度までを計画期間とする第６次柳津町振興計画を策定し、まちづくりを進めてきました。

このたび、前期基本計画が令和７年度をもって終了することから、引き続き柳津町が目指すべき将来像の実現に向け、基本構想に基づく施策によりまちづくりを推進していく必要があります。

このことから、令和８年度から取り組むべき方向性を示す第６次柳津町振興計画後期基本計画の策定に関して、柳津町振興計画審議会条例（昭和４７年６月２７日条例第１１号）第２条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

４　答申書

令和８年２月２６日

柳津町長　　小林　功　様

柳津町振興計画審議会
会長　目黒　照枝

第６次柳津町振興計画後期基本計画について（答申）

令和７年１１月２８日付け、７み創第６７号により当審議会に対して諮問のあった第６次柳津町振興計画後期基本計画について、慎重に審議を行った結果、後期基本計画（案）につきましては、適当であるとの結論に至ったので答申します。

第６次柳津町振興計画の後期基本計画に基づく事業執行においては、当審議会の審議過程や町民アンケート調査等で寄せられた意見を尊重するとともに、基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、町民との協働によるまちづくりに最善の努力をされますよう要望します。

さらに、第７次柳津町振興計画の策定準備では、持続可能な自治体運営に向け、課題解決での各課の役割を超えた横断的なプロジェクトの設定や、町民の意見を反映するためのワークショップなどの開催、子育て世代の定住に向けた取組み等、人口減少対策に資する取組みについて検討しながら進めてください。

5 策定経過

令和7年度

月日	会議等	内容
5月1日～ 6月10日	令和7年度住民アンケート調査	調査方法:町統計調査員による配布回収により実施 調査対象:408名 配布数/回収数:408名/333名 回収率:81.6%
6月9日～16日	後期基本計画策定向けた各係へのヒヤリング	計画内容の変更点、基本事業及び指標目標値の確認・修正
7月1日～ 9月30日	後期基本計画の内容確認	ヒヤリング内容による変更、修正点について各課での確認
10月29日	政策会議	後期基本計画(案)、第3期総合戦略(案)について内容確認
11月12日	政策会議	後期基本計画(案)、第4期総合戦略(案)について内容確認
11月28日	柳津町振興計画審議会	・諮問 後期基本計画(案)、第3期総合戦略(案)
11月28日～ 12月5日	計画内容への審議	後期基本計画(案)、第3期総合戦略(案)への質疑受付
12月3日	打合せ会	柳津町振興計画審議委員による、計画内容の確認、質疑内容についての打合せ
12月24日	柳津町振興計画審議会	質疑内容に対する回答及び協議
2月18日	打合せ会	柳津町振興計画審議委員による、答申への打合せ
2月26日	柳津町振興計画審議会	答申
3月10日～19日	町議会定例会	3/18　議会全員協議会で計画内容の説明 3/19　原案可決

※柳津町振興計画審議会での協議内容は、議事録で議会議員へ随時共有



［町の鳥・ウグイス］



［町の木・柳の木］



［町の花・桐の花］

みらい創生。　ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち

第６次柳津町振興計画

令和８年３月　発行・編集／柳津町みらい創生課みらい創生係

〒９６９－７２０１　福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙２３４

TEL０２４１－４２－２４４７　Fax０２４１－４２－２５０５

ＵＲＬ　http://www.town.yanaizu.fukushima.jp/